

---

# 大規模災害時の 歯科医師会行動計画

---

改訂版

令和7年5月

公益社団法人 **日本歯科医師会**  
災害時対策・警察歯科総合検討会議

## 大規模災害時の歯科医師会行動計画（改訂版）の発刊にあたって



公益社団法人 日本歯科医師会  
会長 高橋英登

日本歯科医師会はこの度、4年ぶりに「大規模災害時の歯科医師会行動計画」を改訂いたしました。本行動計画は、大規模災害時に被災地内・外の棲み分け等を勘案し、日本歯科医師会、都道府県歯科医師会、郡市区歯科医師会のとるべき行動計画について、関係機関（警察庁、海上保安庁、自衛隊等）との連携・調整を踏まえ、平成22年8月に発刊いたしました。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災が平成23年3月11日に発生して以降、自然災害の頻発化や激甚化が顕著となり、平成28年の熊本地震や異常気象による豪雨被害など、大規模災害が日本各地で多発しています。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、JDAT（Japan Dental Alliance Team：日本災害歯科支援チーム）が初めて派遣され、歯科医師をはじめとした歯科保健医療専門職の方々には、避難所での緊急歯科治療や口腔健康管理にご尽力いただきました。口腔健康管理による災害関連死の減少をはじめ、災害時における歯科医療の重要性が再認識された瞬間ではありましたが、同時に災害体制の整備や人材育成、記録・報告に係る共通認識の醸成など、多くの課題が浮き彫りになりました。

これらの課題を踏まえ、本改訂においては、災害時に求められる人材の役割とその育成、行動計画作成のポイント、被災地における他支援チームとの連携、支援時における具体的活動内容の拡充など、これまでの学びを生かした内容を盛り込んでいます。また、身元確認マニュアルを分離し、情報を参照しやすい形にまとめております。

本行動計画を大規模災害時における活動および人材育成の参考にしていただくとともに、歯科医師のみならず関係者の皆様にも広く活用されるよう、普及啓発にご理解ご協力くださいますようお願い申し上げます。

末筆ながら、本改訂版の作成に尽力された災害時対策・警察歯科総合検討会議の委員の皆様、並びにご協力いただいたすべての関係者の皆様に、深く感謝申し上げます。

# 「大規模災害時の歯科医師会行動計画」 改訂版

## <目 次>

大規模災害時の歯科医師会行動計画（改訂版）の発刊にあたって

1. 基本的な考え方	1
2. 目的	1
3. 行動計画の役割と目指すべき方向	1
4. 本書の活用方法と各都道府県の行動計画作成時の注意点	2
5. 行動計画（受援）	5
(1) 計画の概要	5
(2) 行動計画	5
6. コーディネーターの設置と役割	9
7. 支援拠点について	10
8. 警察（警察庁）、自衛隊（防衛省）および各管区海上保安本部 （海上保安庁）等との連携協力について	11
9. 組織について	13
(1) 日歯災害対策本部の組織図	13
(2) 都道府県歯災害対策本部の組織図（例）	14
10. 体制について	15
(1) 日本歯科医師会の大規模災害における初動体制	15
(2) 被災・支援都道府県歯科医師会の大規模災害時における初動体制	17
11. 具体的活動について	21
(1) 災害時における歯科保健医療支援活動について	21
(2) 巡回歯科診療	22
(3) 仮設歯科診療所	22
(4) 口腔ケア支援	23
(5) 歯科保健医療活動（緊急歯科医療から避難者の口腔ケアまで）のフロー	24
(6) 新興感染症拡大下での避難の変化	25
(7) 通信ネットワーク（Webによる情報共有）の構築	25
(8) 被災情報報告書（案）	26
(9) 巡回口腔ケアに用いる書類整備	27
※施設・避難所等 歯科口腔保健 ラピッドアセスメント票	
※本票を用いた情報収集（アセスメント）にあたって注意すべき点	
※歯科保健医療支援 アクションカード/集団・個別アセスメント票	
12. 物資について	35
13. 広域災害時における相互支援に関する協定	36
14. 本行動計画の見直し	39

## 1. 基本的な考え方

大規模災害が発生した場合、都道府県歯科医師会（以下、都道府県歯）および郡市区歯科医師会（以下、郡市区歯）は災害時協定等に基づき行政が設置する災害対策本部等と連携し、医療救護や身元確認作業等、様々な要請に対し迅速に対応しなければならない。さらに長期にわたる避難生活者への歯科保健対策や、速やかな地域歯科医療の復旧を果たすためには、歯科医師会と行政および関係団体との事前協議により、円滑な連携を図るとともに、平時より歯科医師会や会員の行動計画をあらかじめ取り決めておくことが不可欠である。また、地域により地震、水害など被害が発生しやすい状況が異なることから、その地域性を考慮した計画があることにより、会員個々においても事前の備えや、予備知識に基づいた適切な行動をとることが可能となり、被害をより少なく抑え、さらに復興を早める効果が期待できるものとする。

本行動計画は、このような考え方にに基づき取り纏めたものであるが、防災や災害時対策はそれぞれの地域の特徴に応じて検討することが不可欠である。その為には BCP（事業継続計画）の作成・見直し及び整備、PDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：評価、Action：改善）の確認をする際に改めて、本行動計画を参考に、各歯科医師会が既存の計画の内容に検討を加え、大規模災害に対応できる実効性の高い行動計画を策定し、有事に向けた体制を整備することが望まれる。

## 2. 目的

大規模災害時の歯科医師会行動計画は災害発生時の日歯、都道府県歯、郡市区歯、会員の取るべき行動ならびに関係機関等との連携について示したものであり、身元確認作業への出動、緊急歯科医療の体制整備から、復興期における避難所での口腔ケア等の実施、さらには地域歯科医療の速やかな復旧のため、それらの基盤となる会員診療所の復旧支援等を円滑に実施することを目的とする。

## 3. 行動計画の役割と目指すべき方向

大規模災害発生直後の迅速な初期対応、中長期にわたる避難生活者への対策、さらに地域歯科医療の速やかな復旧等を実施するためには、地元行政は元より、警察や自衛隊をはじめとする災害時対応に係る各組織・団体との連携の構築は勿論のこと、被災した都道府県歯のみならず、日歯および近隣の都道府県歯がそれぞれの役割を果たしていくことが重要になる。そのため事前に実施すべき2つの目標を掲げ、これを推進することが望ましいものとする。

- I 災害発生から速やかな初期対応と、復旧までの継続的支援を実施するための体制整備
- II 災害に強い地域歯科医師会づくり・災害歯科コーディネーターの設置と、日歯および近隣都道府県歯等とのネットワークの構築

## 4. 本書の活用方法と各都道府県の行動計画作成時の注意点

本書は歯科医師会が目指すべき災害対応について記載している。災害の発生時期、時間、規模や被災状況により対応は異なるものの、対応準備のための各項目は共通であり、地域により甚大な被害が予想される地震、津波、水害などの災害形態等に応じて優先する重点項目を選択し、災害に備えるべく継続的に準備を進めることが望ましい。既に東日本大震災や熊本地震、能登半島地震、本書作成の基本となった阪神淡路大震災や、今後起こることが想定される南海トラフ巨大地震等の広域災害の発生を念頭に、周辺都道府県歯や関係機関との情報共有など連携を進め、現状の把握と向上に努めて頂きたい。

### 〈注意点〉

#### ＜災害計画や地域防災計画の周知＞

○各地域の災害形態を把握し、優先項目を選択する。その際、被害想定に合わせてシナリオを作成することが会員への周知につながりやすい。また、各自治体行政で策定される災害計画や地域防災計画等を前提に検討することが肝要である。

#### ＜安否確認システムの整備＞

○会員安否の確認システムや出勤者の事前登録等は、訓練などにより定期的に確認することが望ましく、会員への周知を図りやすい。また、会員の安否確認は最優先であり、災害時の通信機能の低下を想定し、バックアップシステム（都道府県歯事務業務の代行）を早期に整備し、会員の被災情報を収集しやすくする。

#### ＜会員からの安否報告＞

○基本的には、会員の安否や被災情報の提供は、特別な場合を除き会員自らが行うことを周知する必要がある。

#### ＜通信機能・交通手段の確認＞

○都道府県内全域の通信機能とともに交通手段の確保は、その後の災害対応を大きく左右する課題である。場合により行政（緊急車両指定）や警察（通行許可）、あるいは自衛隊との連携を推進し、事前の取り決めをしておくことが有効である。

#### ＜初期対応の整備、人材資器材の充実・整備＞

○災害対応の基本は都道府県単位で行われる。自県の対応能力の把握が初期対応を大きく左右する。定期的な訓練の実施や資器材、備品の見直し、災害歯科コーディネーターの設置が初期対応を迅速にする。

#### ＜事務局の災害時機能整備＞

○対策本部となる事務局機能の確保について、他の場所を仮設事務所とすることの検討や、予め各データのバックアップをしておくことが必要である。

#### ＜訪問診療の資器材の災害時での転用＞

○東日本大震災での身元確認活動あるいは避難所医療仮設診療所での診療等においてポータブルデジタルエックス線撮影機器等、訪問診療の資器材が有効であった。したがって、訪問診療をよく実施している会員や在宅歯科医療に使用する資器材の配備について予め把握しておくことも重要である。

#### ＜初期の身元確認対応チームの編成＞

○東日本大震災で見られたように、大多数遺体の身元確認業務は、歯科診療所単位が中心となることから、都道府県歯、郡市区歯でのデンタルチャート記載等研修を充実し、出勤チ

ームの編成等について事前に十分に準備検討しておく必要がある。

○大学法歯学教室との連携も重要であり、平時においても連携強化を図る必要がある。

＜パンデミック時の地域医療対策＞

○新たな感染症の感染が拡大している状況等においては、外部からの支援が難しい場合も想定され、歯科医療の提供に必要な人員の確保については被災地域（被災都道府県）のみで対応が必要となる場合も考慮しておく。

#### 【コーディネーターについて】

##### ・災害医療コーディネーター

災害時の対応の助言等を県や市町村が医療専門職に委嘱する公的な役職。歯科において標記する際には災害医療コーディネーター（歯科）と表記される。

##### ・災害歯科コーディネーター

歯科医師会が設置する災害対策本部において、コーディネートの役割を担う人のことを指し、それぞれの組織における役職である。「現地支援活動」「外部統括支援活動」など、役割に応じ分担して対応する。

#### 【災害歯科保健医療チーム養成支援事業】

##### ・JDAT 標準研修会

円滑な災害歯科保健医療の展開に向けて、災害時に関係機関や関係団体との共通言語の下で的確かつ迅速に対応できるものを養成し、各都道府県歯に配置することを目的とした JDAT（日本災害歯科支援チーム）の養成研修。令和6年度より、各地域で開催することで各都道府県への配置の加速化並びに地域での災害対応に係る体制整備を図ることとしている。

##### ・JDAT アドバンス研修会

JDAT 標準研修会の修了者を対象とする、JDAT のコーディネーター等の養成研修。

##### ・JDAT ロジスティクス基礎研修会

災害時に JDAT 活動を円滑に行うため、活動の準備、連絡調整や情報収集等の後方支援の役割を果たす JDAT チームとしてのロジスティクスや、本部機能支援のためのロジスティクスなどの基礎的なことについての習得を目的とした研修。

# 行動計画作成のポイント

## 事前の準備・想定

### 作成にあたって

- 各地域で地理的要因など、発生しやすい**災害形態や規模を想定**する
- 都道府県や市区町行政が策定している地域防災計画、医療救護計画等を前提とし、それとの整合を図る  
= **交通手段や資器材等の整備**

## 指揮命令系統など体制の構築

### 作成の基本

- **情報通信手段やシステムを構築** 会員の安否確認及び歯科医療機関の稼働状況の把握  
→原則会員自らが情報提供（報告）
- 対策本部となる**歯科医師会事務所の機能確保** データバックアップ、仮事務所の設置を準備しておく
- **災害歯科コーディネーターの設置、役割及び指揮命令系統の明確化**  
→都道府県医療救護計画に位置付ける必要がある

## 緊急性が高い歯科保健医療

### 災害歯科保健医療

- 行政及び病院歯科・口腔外科との**事前協議による取り決め**
- 歯科医師会内における**自前の出動計画の作成／備蓄の確保**
- 行政からの要請による歯科医師、歯科衛生士等の**派遣チームの編成及び資器材、備品の整備**

## 中長期にわたる歯科保健医療

### 災害歯科保健医療

- 行政との連携による被災民（避難所・在宅・施設等）**歯科ニーズの把握**
- 歯科医師会内における**出動計画の作成**
- 行政からの要請による歯科医師、歯科衛生士等の**派遣チームの編成及び資器材、備品の整備**
- 他都道府県からの**応援への対応**

## 歯科所見による身元確認

### 身元確認

- 警察との連携による**身元不明遺体及び検案所の状況確認**
- 歯科医師会内における**出動計画の作成**
- 警察からの要請による歯科医師の**派遣チームの編成及び資器材、備品の整備**
- 他都道府県からの**応援への対応**

## 5. 行動計画（受援）

### (1) 計画の概要

政 策		
I 災害発生から速やかな初期対応と、復旧までの継続的支援を実施するための体制整備		
1	初動体制	① 迅速な初動のための体制整備 ② 情報の収集・伝達体制の整備 ③ 緊急歯科医療の確保 ④ 身元確認への協力体制の迅速な整備 ⑤ 人および物資の緊急輸送手段の確保
2	被災者への歯科保健	① JDAT（Japan Dental Alliance Team：日本災害歯科支援チーム）編成および出動 ② JMAT 等支援チームとの連携
3	地域歯科医療の復旧（再開）	① 会員歯科医療機関の復旧（再開）の支援 ② 復旧（再開）に必要な行政手続き等の整理および周知
II 災害に強い地域歯科医師会づくり・災害歯科コーディネーターの設置と、日歯および近隣都道府県歯等とのネットワークの構築		
1	災害に強い地域歯科医師会・人づくり	① 災害時対応に精通した人材の育成（各地での JDAT 標準研修会の実施） ② 身元確認作業に精通した人材の育成 ③ 緊急対応の確認および周知
2	災害に強い組織づくり	① 災害時対策に係るネットワークへの参画・構築 ② 狭小地域等の状況に応じた行動計画の作成

### (2) 行動計画

#### I 災害発生から速やかな初期対応と、復旧までの継続的支援を実施するための体制整備

##### 1. 初動体制（事前に取り決めておくべき事項）

###### ① 迅速な初動のための体制整備

災害発生直後から、各計画に基づき、歯科医師会が会員および地元行政ほか関係機関と連携して初期対応を実施するための体制を整備する。

- 日歯、都道府県歯、郡市区歯における初期対応の内容
- 近隣都道府県歯など、他地域からの応援（支援）を受け入れる体制
- 災害対策本部（拠点）の設置場所および機能
- 行政との、災害時の出動経費および県外派遣等に係る協定

###### ② 情報の収集・伝達体制の整備

大規模災害時には早期に通信規制がかかりやすく、被害の大きい地域からの情報入手は困難で全体像が掴み難く、対応が遅れる要因となる。また情報の錯綜についても同様であり、早期により正確な情報を収集整理し一元管理する体制を整備しておく必要がある。

- 情報の収集および伝達体制の構築
- 行政、警察、自衛隊、各管区海上保安本部はじめ関係機関との情報の共有化
- 会員・会員家族等の安否確認が早期に実施可能なシステムの整備
- 有効な通信機器の配備

### ③ 緊急歯科医療の確保

被災地域の緊急歯科医療提供の拠点となる公的病院や総合病院の歯科口腔外科および口腔保健センター等での診療の継続、また被災が軽微な歯科医療機関の円滑な稼働を図ることが重要である。さらにそれらの稼働状況について、行政が中心となり住民へ広報する必要がある。

- 緊急歯科医療体制の整備
- 病院歯科・口腔外科等との連携および支援
- JMAT 等による病院歯科医の派遣について検討（医師会等との連携による）
- それぞれの歯科医療機関における防災対策の促進
- 地元行政、医師会等による災害時医療救護体制との連携
- 自衛隊歯科医官に対する民生支援による出動要請の検討
- 巡回歯科診療車の出動要請の準備

### ④ 身元確認作業への協力体制の迅速な整備

被災地域の警察本部からの依頼に速やかに応えるべく、身元確認チームの編成および必要器材の調達等を迅速に行う体制を整備する必要がある。

- 災害時における身元確認に協力する体制、会員の出動システムの整備
- 警察・自衛隊・各管区海上保安本部等との連携および支援
- 身元確認班の移送体制の整備（警察・自衛隊・各管区海上保安本部等との協議による）
- 出動が可能な会員情報の収集および管理
- 大学法歯学教室と連携し必要であればチームとして共に行動する
- 被災地の災害対策本部との連携
- 身元確認班の心のケアを含めた健康管理等、サポート体制の整備

### ⑤ 人および物資の緊急輸送手段の確保

災害発生直後から復旧に至る過程で、長期間の通行制限がかかるため、緊急歯科医療、身元確認等、外部からの支援の受入れに支障が生じる可能性が大きい。そのため支援チーム等、人および物資の輸送について、公的位置づけおよび通行許可の確保、さらには最も機動力が期待される自衛隊との連携等が必要である。

- 災害時の通行許可の確保（行政および警察等による）
- 行政、各県警本部等、関係機関との事前協議（緊急車両の事前指定含）
- 自衛隊、日本赤十字社等、関係機関との事前協議
- 資器材や薬剤の備蓄と管理、および活用法の検討（行政等との連携による）

## 2. 被災者への歯科保健（事前に取り決めておくべき事項）

誤嚥性肺炎等に起因する災害関連死の防止を見据え、避難期間が中長期化する被災者等へ口腔ケア等を継続的に実施することは、地域復興へ向けた被災者健康支援としてのひとつの柱となる。

### ① JDAT（Japan Dental Alliance Team：日本災害歯科支援チーム）の編成および出動

- 中長期化した避難生活者への健康支援の一環としての公的位置付け（行政との連携による）
- 稼働している歯科医療機関との連携

- 行政の避難所の開設計画や在宅避難に対応した、会員の出動計画の策定。  
また新たな感染症等の対策について、地域行政や地域医師会等と緊密な連携
- フェーズに応じた歯科衛生士会、歯科技工士会、歯科大学、および病院歯科等との連携及びチーム編成
- 行政等を通じた障がい者施設、老人保健施設等の状況確認

## ② JMAT 等支援チームとの連携

- 情報共有：各専門家が連携することで、被災者一人ひとりに最適なケアを提供できる。  
情報を共有し、全体の状況を把握することが大切である
- チームアプローチ：歯科医師、リハビリテーション専門家、栄養士が一体となってケアを行うことで、より包括的で効果的な支援が可能になる
- 迅速な対応：連携することで、被災者の緊急のニーズに迅速に対応でき、健康リスクを最小限に抑えることができる
- 災害時におけるこれらの専門家の連携は、被災者の健康と生活の質を守るために不可欠である。予め訓練や計画を通じて、連携体制を強化しておくことが重要である

## 3. 地域歯科医療の復旧（再開）(事前に取り決め、準備をすべき事項)

### ① 会員歯科医療機関の復旧（再開）の支援

被災して診療をやむなく中断した歯科医療機関が出来るだけ早期に復旧（再開）することは、地域歯科医療において極めて重要である。したがって、それを支援すること、さらに復旧（再開）に係る情報が、公的広報を含め様々な媒体により住民（患者）に提供される必要がある。

- 日歯共済保険金等の給付、義援金等による復興（再開）の支援
- 緊急融資はじめ復興関連の補助金の獲得
- 歯科医療機器等の再活用の検討
- 会員が診療を中断（休止）している間の地域歯科医師会との定期連絡手段の確保

### ② 復旧（再開）に必要な行政手続き等の整理および周知

被災の為にやむなく歯科医療機関を休止（再開）する場合は、10日以内に保健所等に届け出なければならない（医療法第8条の2-2）。また、日歯福祉共済保険金等を申請するにあたっては、行政機関発行の罹災証明書等が必要となる。

- 歯科医療機関の休止（再開）の届出
- 罹災証明書の申請
- 都道府県歯への共済金等の申請
- 都道府県歯への被災状況の報告および定期連絡

## II 災害に強い地域歯科医師会づくり・災害歯科コーディネーターの設置と、日歯および近隣都道府県歯等とのネットワークの構築

### 1. 災害に強い地域歯科医師会・人づくり（事前に取り決め、準備をすべき事項）

円滑な災害時対応を実施するためには、歯科医師会が組織として行政をはじめ警察（警察庁）、自衛隊（防衛省）、地域自主防災組織等、様々な機関や団体と、平時から連携協力関係を構築しておくことが求められる。

一般に、被災時の情報および活動の拠点機能は行政に設置される災害対策本部が担うものと考えられるが、混乱した被災地で歯科医師会および会員がその社会的責務を果たすためには、多方面との連絡調整が可能で、災害時対応に精通した人材（歯科医師の災害医療コーディネーター）を各地区で養成し、都道府県歯および郡市区歯レベルで複数名配置することが望ましい。

① 災害時対応に精通した人材の育成

- 災害医療コーディネーターおよび災害歯科コーディネーターを養成する研修の実施
- 地域ごとの災害医療コーディネーターおよび災害歯科コーディネーターの設置
- 支援の受入れの担当者の設置
- ロジスティクス担当者の育成

② 身元確認対応に精通した人材の育成

- 身元確認の歯科コーディネーター制度（登録）の整備（警察との連携による）
- 身元確認の歯科コーディネーターを育成するための研修の実施と各地域ごとの設置
- 行政、警察、自衛隊、各管区海上保安本部等との連携協力体制の構築

③ 緊急対応の確認および周知

被災地域の会員は、被災の程度が軽微であれば、自院での診療体制の確保を前提として、歯科医師会（会員）としての活動（被災者への歯科保健医療・身元確認作業等）にも参画する。また、被災程度が重度であったり、会員家族を含め外傷等を負った場合には、まずは自院の復旧、救護に努める。大規模災害時の会員の安否、診療所の被災状況等の情報を、歯科医師会が円滑に掌握できるよう、平時から情報システムの整備と、伝達訓練による確認等が不可欠となる。特に、被災地での通信インフラの混乱に備え、有効な手段を講じておく必要がある。

- 会員、家族の安否状況の確認
- 被災時に有効な情報システムの整備
- 会員が災害時に対応するための意識の高揚

2. 災害に強い組織づくり（事前に取り決め、準備をすべき事項）

① 災害時対策に係るネットワークへの参画・構築

先述の通り、大規模災害時対応には行政機関をはじめ、様々な組織団体との連携協力が必要であり、歯科医師会（会員）がそれぞれの地域で社会的責務を果たすためにも、歯科医師会が都道府県医療計画や地域防災計画等に基づき、地域防災に係るネットワークへ参画する必要がある。そのためにも、これまで培った、平時の地域医療における連携協力関係をさらに強固なものとし、日頃より情報の共有に努めること等が重要である。

- 地域での行政をはじめ災害時対策に係る関係機関との協定の締結・見直し、連携の確認と推進
- 近隣の都道府県歯との災害時協定等、協力関係の確認

② 狭小地域等の状況に応じた行動計画の作成

災害時対策や防災対策は、それぞれの地域での活動が中心とならざるを得ない。災害時の避難等は学校区単位で計画される場合が多く、避難所の設置も同様である。

また、交通機能の著しい混乱を想定し、徒歩・自転車・バイク等での移動による被災状況の確認、事後活動等、各地域のグループ（班）で、効率性と実効性の高い行動計画について予め会員間で協議し、確認しておく必要がある。

- 行政の区割り、地理的要因、会員の年齢構成などを考慮したグループ（班）の編成
- 学校区単位でのグループ（班）における行動計画の整備
- 地域の警察、消防、自主防災組織等との連携構築

## 6. 災害歯科コーディネーターの設置と役割

大規模災害時には、緊急を要する歯科医療から、被災者の医療支援および災害関連死の予防をはじめとする歯科保健対策まで、中長期にわたる対応が必要となる。歯科の場合、発災直後の DMAT のような養成された専門の医師チームの出動とは異なるが、主に亜急性期以降、歯科医師会および歯科衛生士会、歯科技工士会、大学等を中心とした JDAT の出動が考えられる。とりわけ、口腔ケアは肺炎などの呼吸器感染症対策に極めて有効であり、巡回等による口腔管理を継続的に行うことが求められる。

従って避難所数や被災者数、更には地域の歯科医療機関の稼働状況や在宅介護者数等を把握し、必要とするマンパワーや資器材を調整する人材が必要である。

これら、歯科保健医療に関する需要を正確に掴み、それに対応するために、各歯科医師会や関係機関と連携して供給体制を整備することが災害歯科コーディネーターの重要な役割である。

### コーディネーターの設置

- ①被災地における災害医療コーディネーターおよび災害歯科コーディネーター
- ②被災県における災害医療コーディネーターおよび災害歯科コーディネーター
- ③支援幹事県における外部支援災害歯科コーディネーター
- ④中央で調整を図る日歯災害歯科コーディネーター

### 災害歯科コーディネーターの役割

#### ①現地災害歯科コーディネーター

行政機関（調整本部）との連携が重要であり、現地歯科医師会員または、公的病院勤務の歯科医師等が災害歯科コーディネーターとして現地活動を調整し、以下の項目に対応する。

- 避難所の場所と状況や在宅避難、障がい者施設、老人保健施設等の状況、被災者数及び歯科的ニーズの把握
- 避難所等の巡回状況の把握および計画の作成
- 必要物資の確保と配備
- 現地の病院歯科および歯科医療機関の稼働状況の把握
- 出動計画の立案（支援期間や引継ぎ期間および終了予測等も含む）

## 7. 支援拠点について

発災後早期に行政内の保健医療福祉調整本部（以下、調整本部）が設置され、郡市区歯科医師会等の関係団体は対策本部合同会議等での協議に参画するものと考えられる。調整本部からの要請に速やかに対応するためには、被災地に近い拠点本部（現地対策本部）の設置は勿論のこと、被災地に出動する人・物資等や情報連絡等をコントロールする体制、およびそれをサポートする体制の整備が不可欠となる。後方支援については現地により近い場所が望ましいものの、初動においては、通信・交通手段の確保が最優先である。場合によっては、交通等諸機能の復旧に伴い拠点を移動することによってより効果的な支援活動の実施が求められる。

### (1) 被災地が都道府県歯科医師会所在地の場合

会館が使用できない場合、早期に会館以外に歯科医師会本部を設置する観点から、①協定等により協力関係にある近隣の都道府県歯、②本部設置が可能な規模の郡市区歯科医師会、等が現実的な選択肢である。スムーズに本部を設置するためには、近隣都道府県歯同士の災害時協定（行政等に準ずる）の締結の促進は勿論のこと、被害想定をもとに、地理的要因、交通規制や通行ルート等を視野に入れた、きめ細やかな対策を準備しておく必要がある。

また、同地区の歯科医師会間で、甚大な被災により、通常の歯科医師会館機能がマヒした場合を想定し、災害対策本部の業務を代行する「支援幹事都道府県歯」の設置等について検討すべきである。

### (2) 被災地が都道府県歯科医師会所在地以外の場合

都道府県歯の被災が軽微な場合は、歯科医師会対策本部（支援拠点）を会館内に設置することが望ましい。被災地には、行政内の調整本部に準じ、郡市区歯科医師会による現地対策本部が設置されることが想定されるため、現地調整本部との連絡調整をいち早く図る。また、会員歯科医療機関の被災状況や稼働状況に係る情報収集をできる限り速やかに実施し、日歯と情報を共有する。

### (3) 被災地が広域に亘る場合（特に大都市部）

広域に亘る大規模災害の場合でも、基本的には行政の調整本部の対応に併せて、歯科医師会対策本部（支援拠点）の設置を検討することになる。また、その際には、都道府県を分割し、複数の拠点をで対応するケースもあり得る。

さらに、通信の遮断以外に、交通の拠点が被災し、通行が遮断される場合も同様である。複数の支援拠点の設置を想定し、その際の区分け拠点の役割等について、近隣都道府県および日歯を含めて合議しておくことが望ましい。

#### (4) 支援幹事都道府県歯科医師会の選定

基本的には被災都道府県に近接し、通信、交通手段が確立しており、かつ災害協定に基づく都道府県等の中から日歯および被災都道府県歯、当該都道府県歯との協議の上で決定する。決定にあたっては、通信機能、交通手段、災害協定等を優先する。なお、出動に際し被災地への交通手段については、安全を考慮し、出動目的に応じ、厚生労働省、警察庁および現地県警、自衛隊等の関係機関との連携により確保に努める。

#### (5) 支援幹事都道府県歯科医師会の役割

大規模災害時において、被災県行政機能や通信機能の喪失から、被災現地においても被災範囲はじめ被災者避難状況の全容が不明の場合が多く、それを前提として対応をはじめなければならない。その際、被災県外から多数の支援が入るにあたり、フェーズに合わせて支援規模や要請等は日歯と被災都道府県歯等との協議の上となるが、実際に支援物資の仕分けや配送、現地ライフライン等の情報の問合せ対応等について日歯並びに被災県歯に集中し対応に苦慮した。この経験を踏まえ、日歯や被災都道府県歯等への物資や問合せの集中は、大きな負担となることから、これら業務の代行支援が支援幹事都道府県歯の主な役割である。

支援幹事となった都道府県歯は、日歯と連携して全国からの支援の調整を始め被災都道府県歯の事務機能の補填や、種々の情報の管理と提供等、実際に支援活動の中核となる役割が求められる、その業務は多岐に渡る。

併せて、会館の維持管理やその他多くの業務があることからマンパワーの確保のため、近隣歯科医師会や日本歯科医師会職員の派遣要請も必要に応じて検討する。

#### (6) 費用負担等

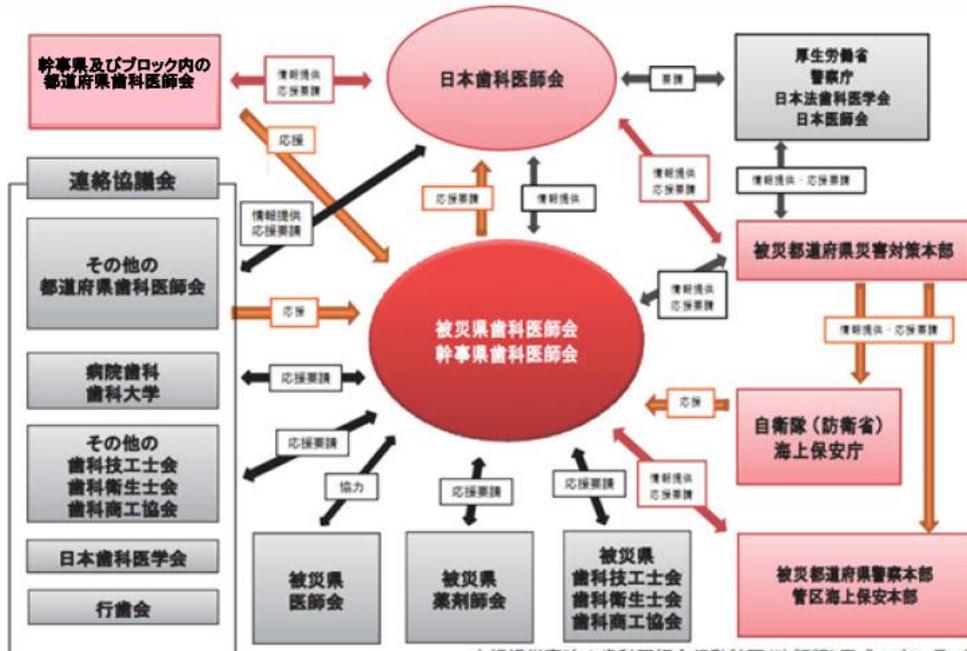
災害時協定に明記されている場合はその通りであるが、広域災害の場合に備え、県外派遣に係る費用負担についても締結しておくことが望ましい。県外派遣が締結されていない場合にあっては、主な費用については、日歯が主導して、災害救助法に基づき、国及び関係方面との協議を中心にその確保に努めることがある。

## 8. 警察（警察庁）、自衛隊（防衛省）、および各管区海上保安本部（海上保安庁）等との連携協力について

初期対応、被災者支援、復旧対策に至るまで、歯科医師会（会員）の活動を円滑に進めるためには、関係機関との十分な事前の協議および合意と、平時からの協力関係の構築が前提となる。また、何よりも大規模災害を想定した実践的な訓練の実施が望まれるが、訓練の実施が困難な場合であっても、地域の被害想定に基づき、それぞれの機関や組織との、役割分担等について、認識と情報を共有しておく必要がある。

特に身元確認作業や交通を掌る警察（警察庁）、そして被災時に最も高い機動力を発揮する自衛隊（防衛省）、さらに海上保安庁との連携協力については、日本歯科医師会が警察庁、防衛省および海上保安庁との協議により、災害時対策に係る協力関係の構築を図り、都道府県歯と、各都道府県警、管内の自衛隊および海上保安本部などとの連携協力を支援することが望ましい。

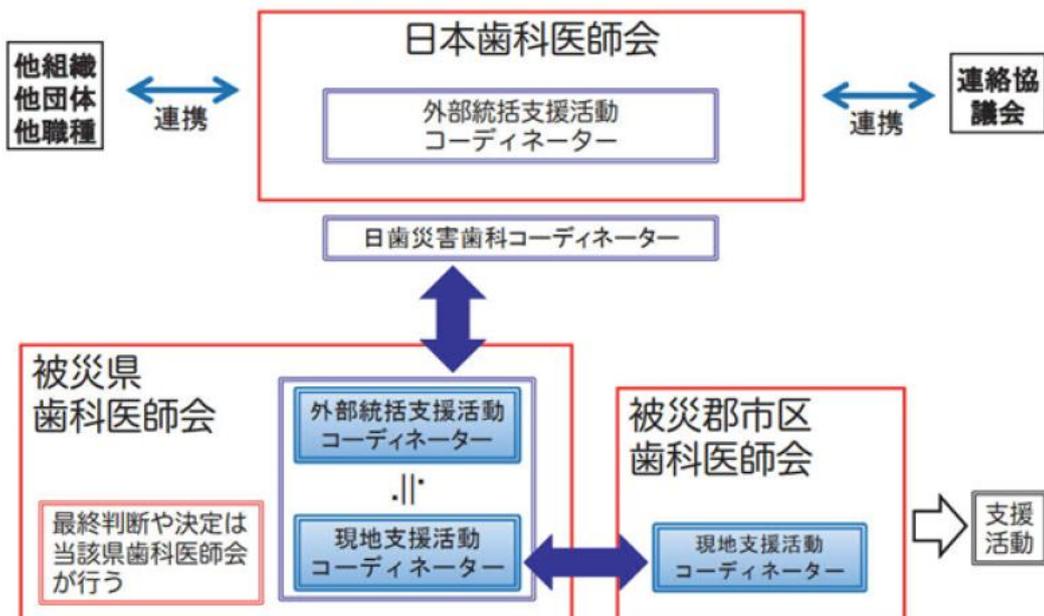
## 連絡系統フロー(全体像)



大規模災害時の歯科医師会行動計画(改訂版)平成25年6月 発行  
 公益社団法人 日本歯科医師会 災害時対策・警察歯科総合検討会議 改定

25

## 支援活動コーディネーターの連絡系統 (幹事県が介在しない場合)

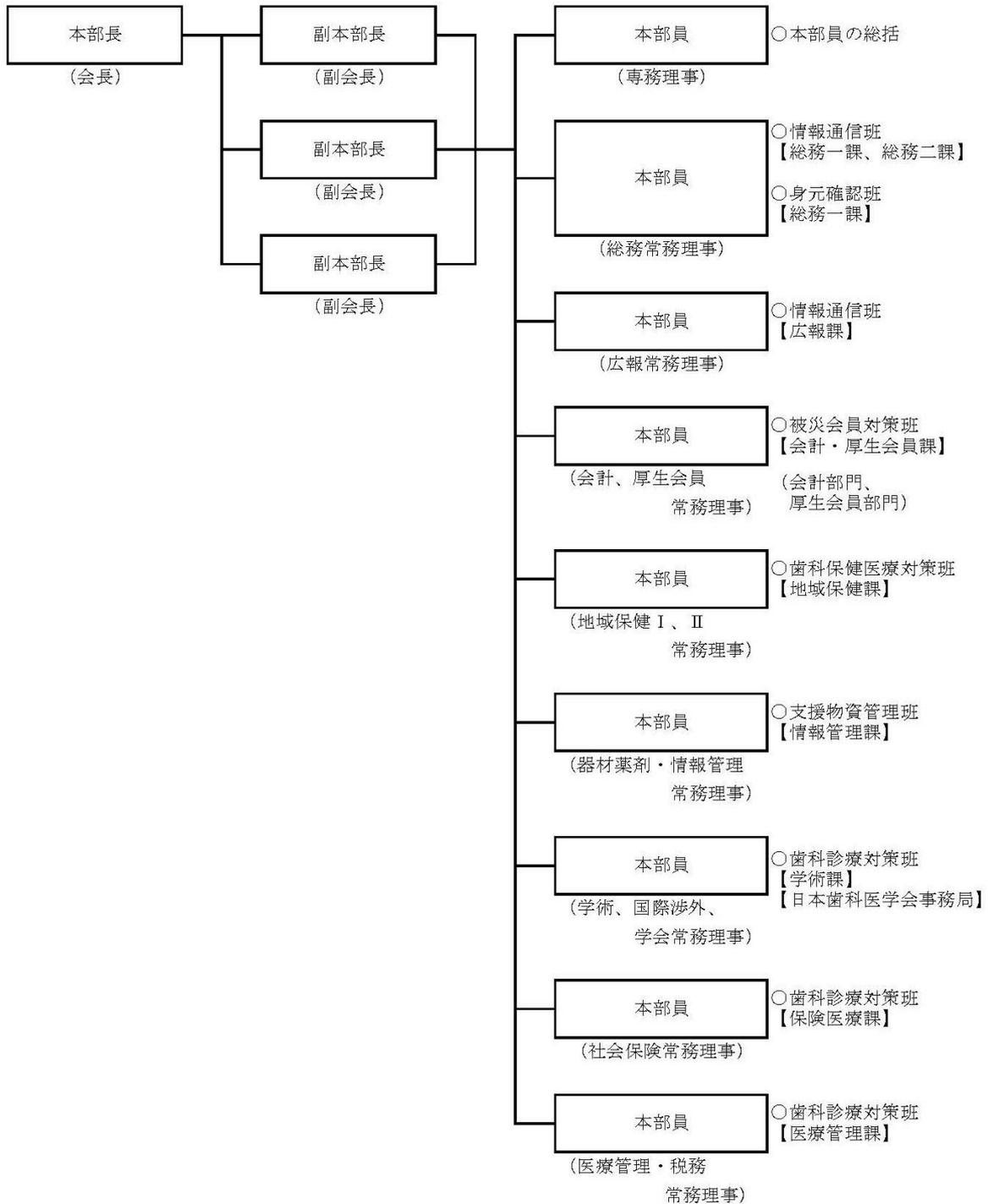


平成25年度 日本歯科医師会 災害歯科コーディネーター研修会 資料より一部改訂

26

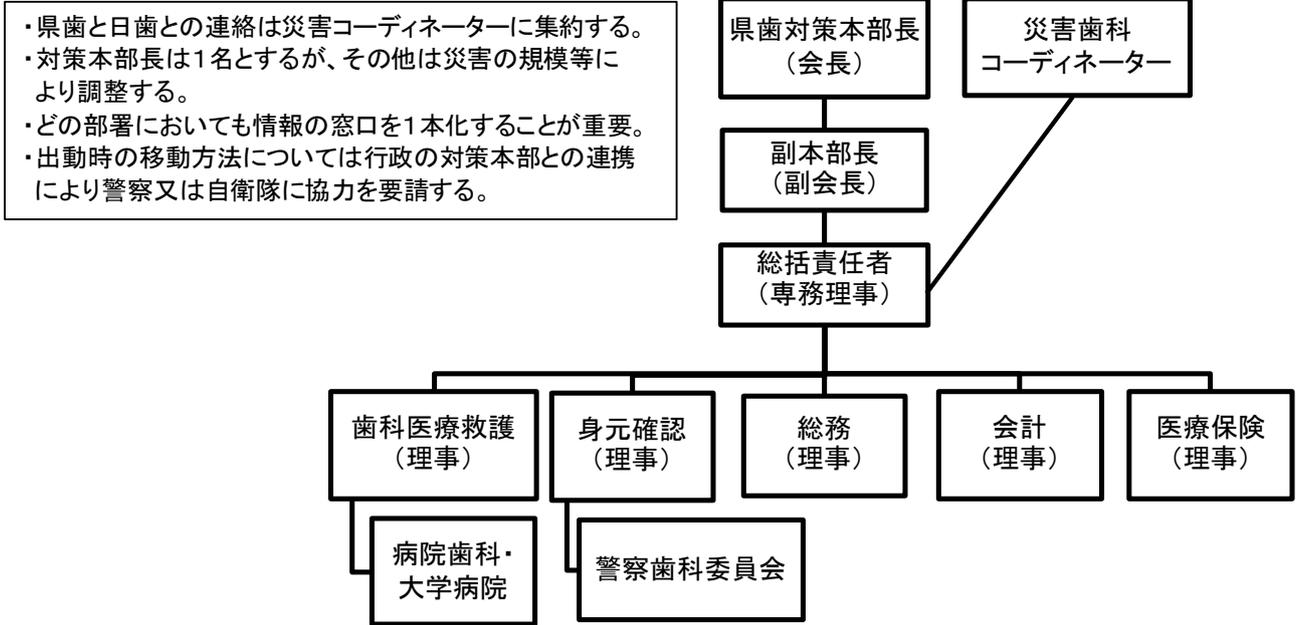
## 9. 組織について

### (1) 日歯災害対策本部の組織図

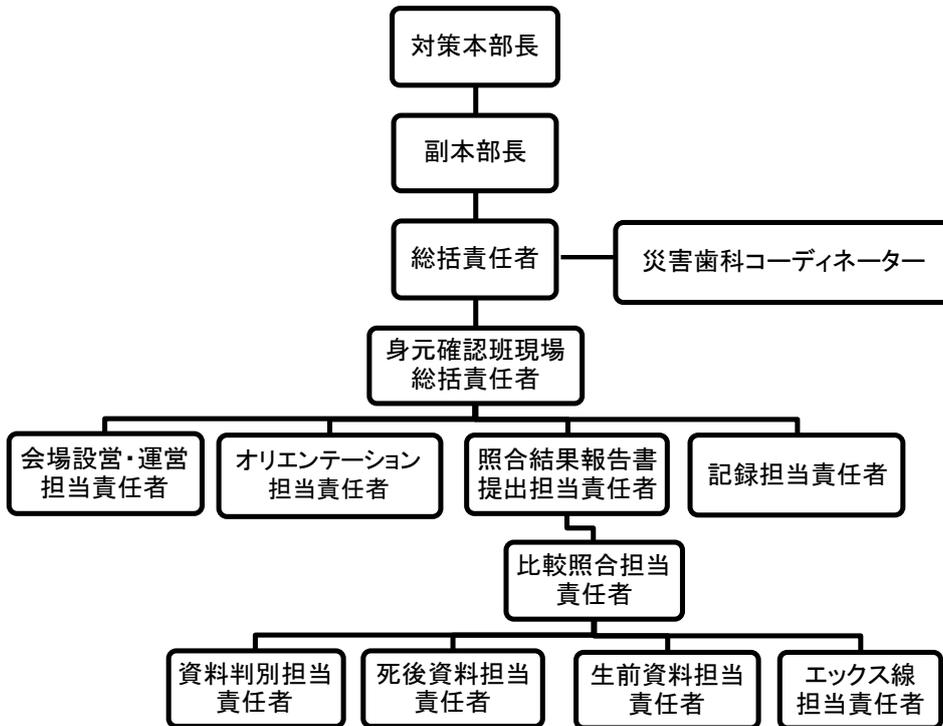


(2) 都道府県歯災害対策本部の組織図 (例)

〈 都道府県歯災害対策本部 〉



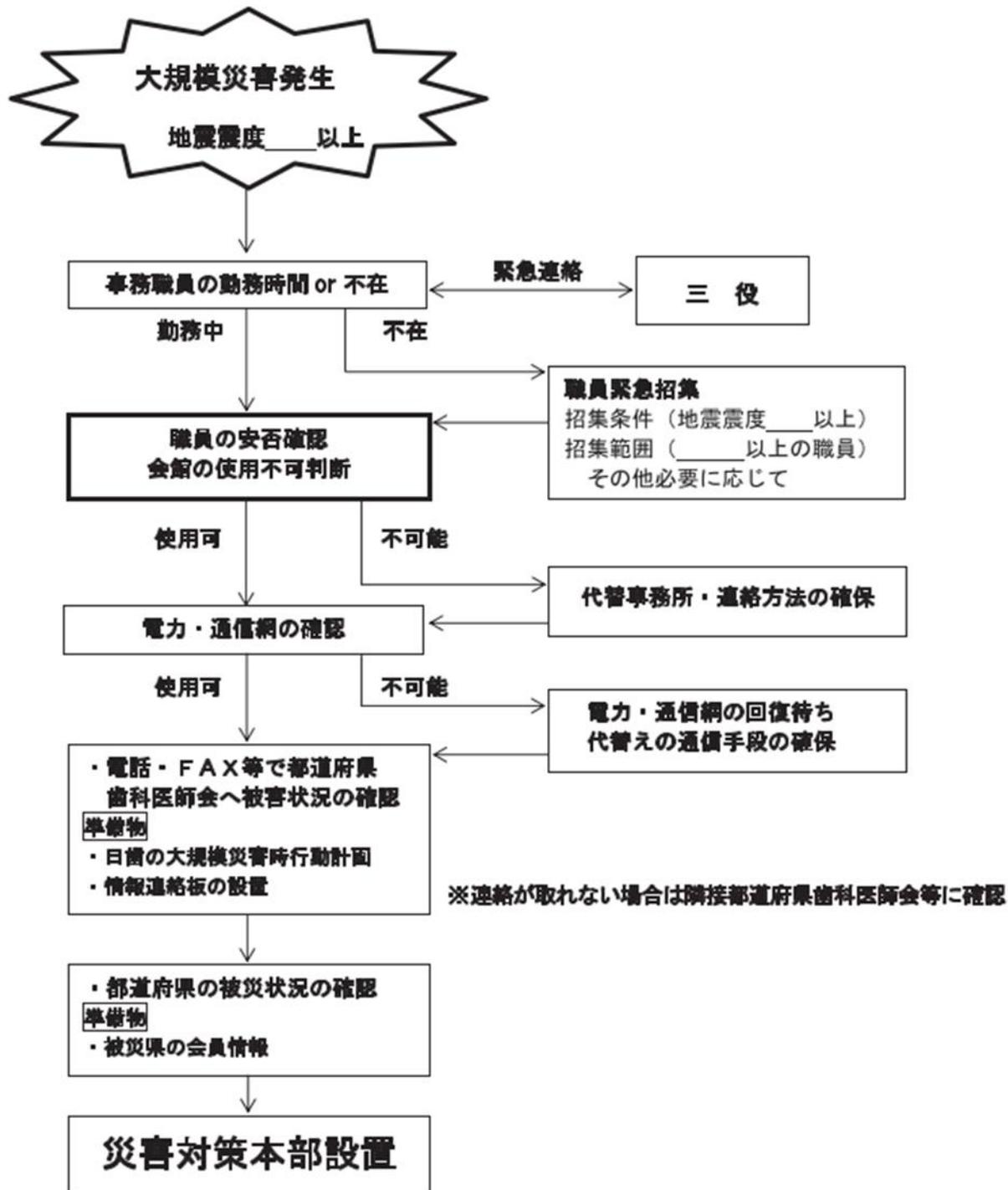
〈 都道府県歯・身元確認作業への体制 〉



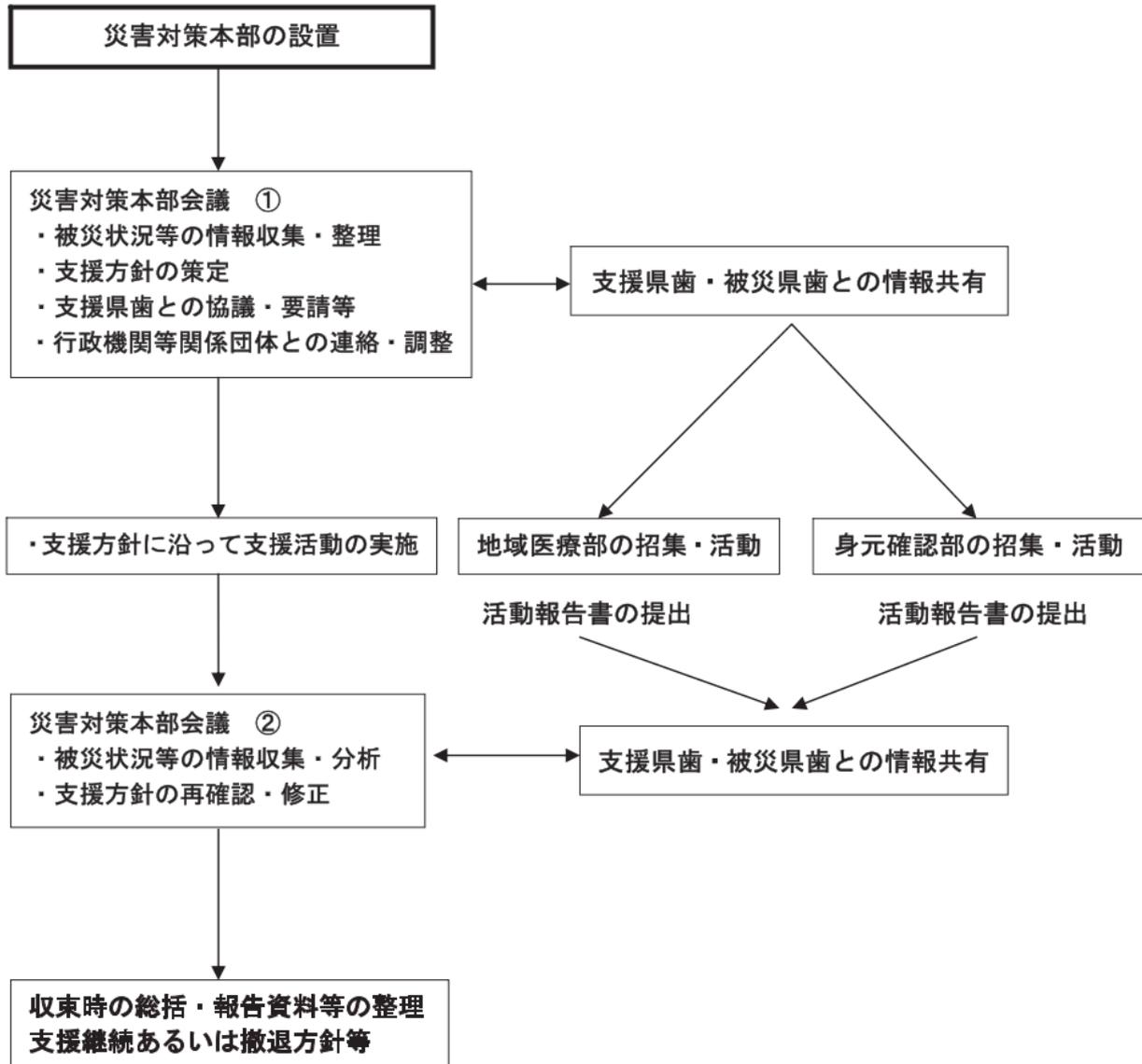
## 10. 体制について

### (1) 日本歯科医師会の大規模災害における初動体制

事務局の役割	
1) 避難誘導	会館からの避難（避難場所、避難ルートの確認、誘導等）
2) 消火・安全管理	火災防止、初期消火、安全点検等
3) 会員の安否確認	都道府県歯科医師会との緊急連絡、通信の確保
4) 事務職員の救援	備蓄品の持ち出し、調達、配布、帰宅困難者への対応、被災従業員への支援
5) 設備の復旧	建物、設備の点検、被災状況の把握、確認

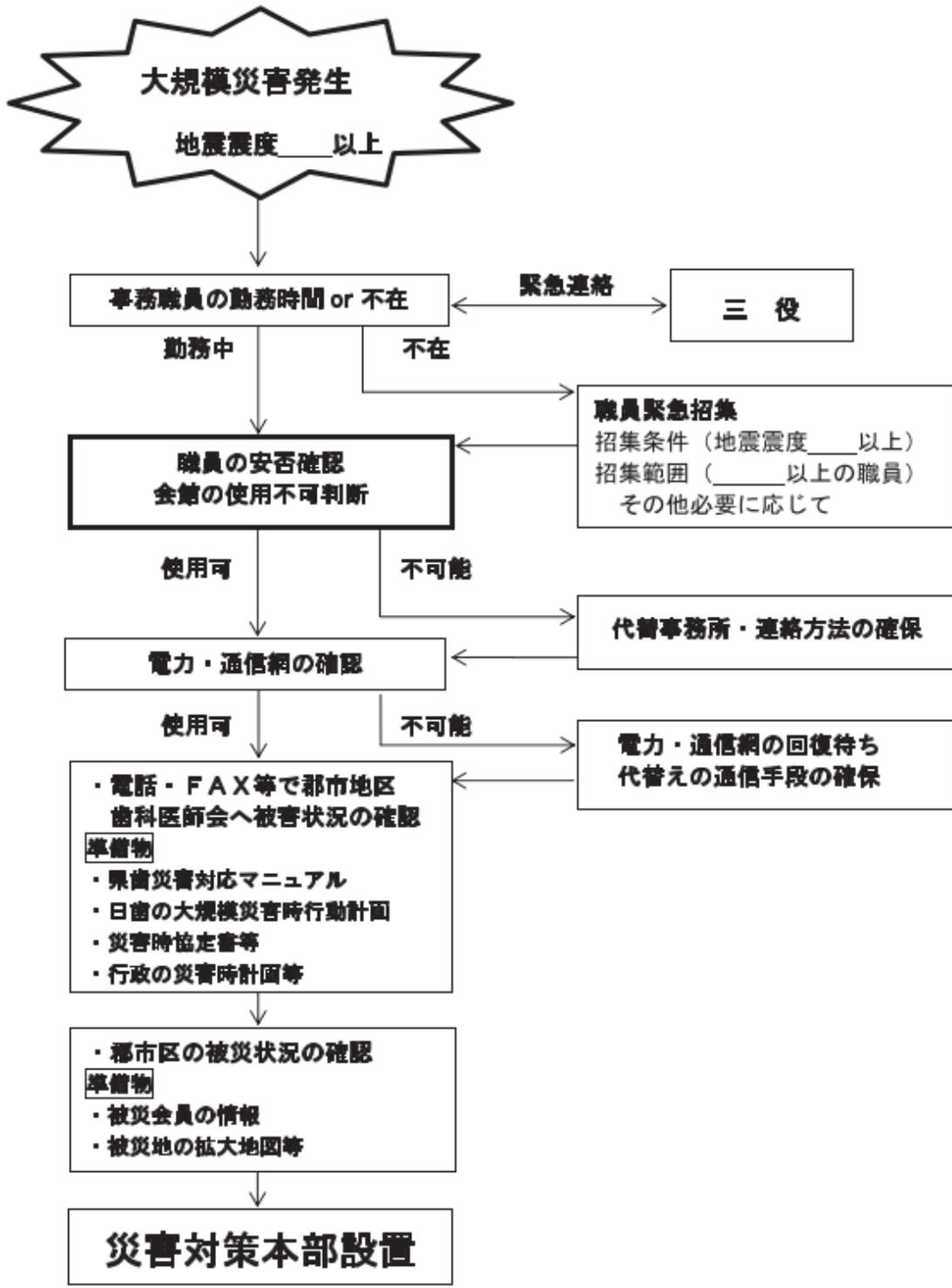


## 〈日本歯科医師会災害本部設置後のフロー〉

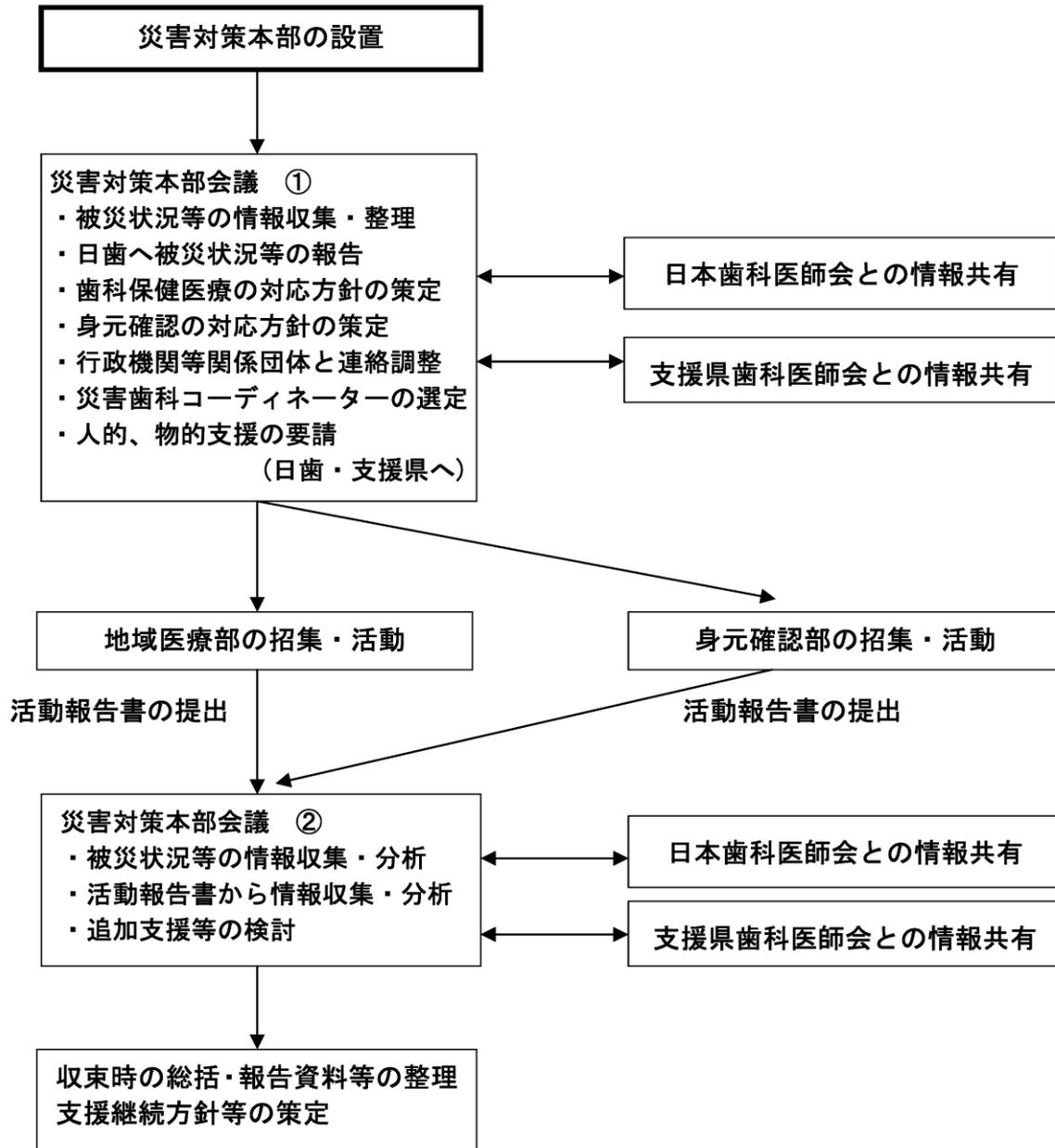


(2) 被災・支援都道府県歯科医師会の大規模災害における初動体制

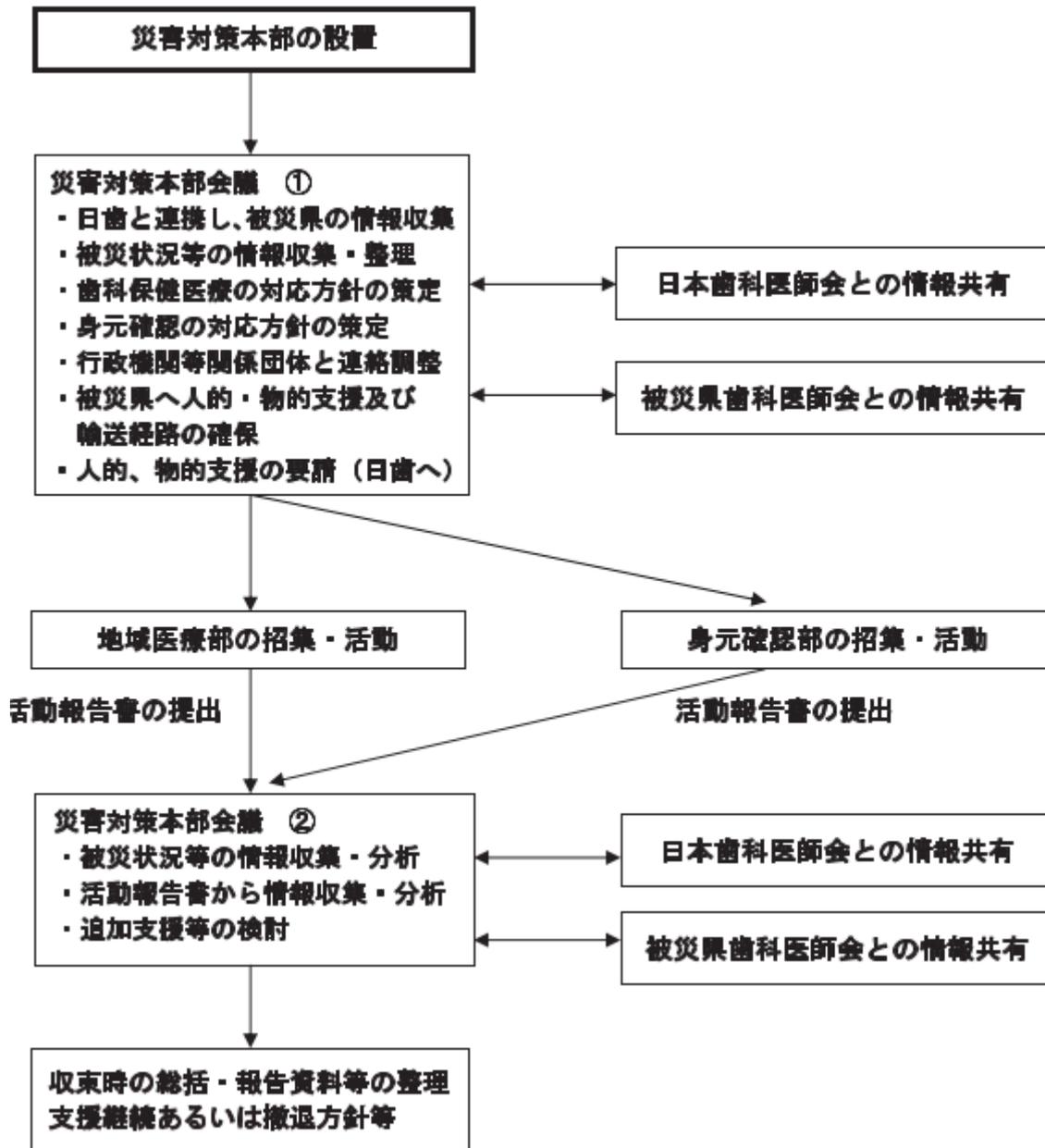
事務局の役割	
1) 避難誘導	建物からの避難（避難場所、避難ルートの確認、誘導等）
2) 消火・安全管理	火災防止、初期消火、安全点検等
3) 会員の安否確認	郡市区歯科医師会との緊急連絡、通信の確保
4) 事務局員救援	備蓄品の持ち出し、調達、配布、帰宅困難者への対応、被災従業員への支援。
5) 設備復旧	建物、設備の点検、被災状況の把握、確認



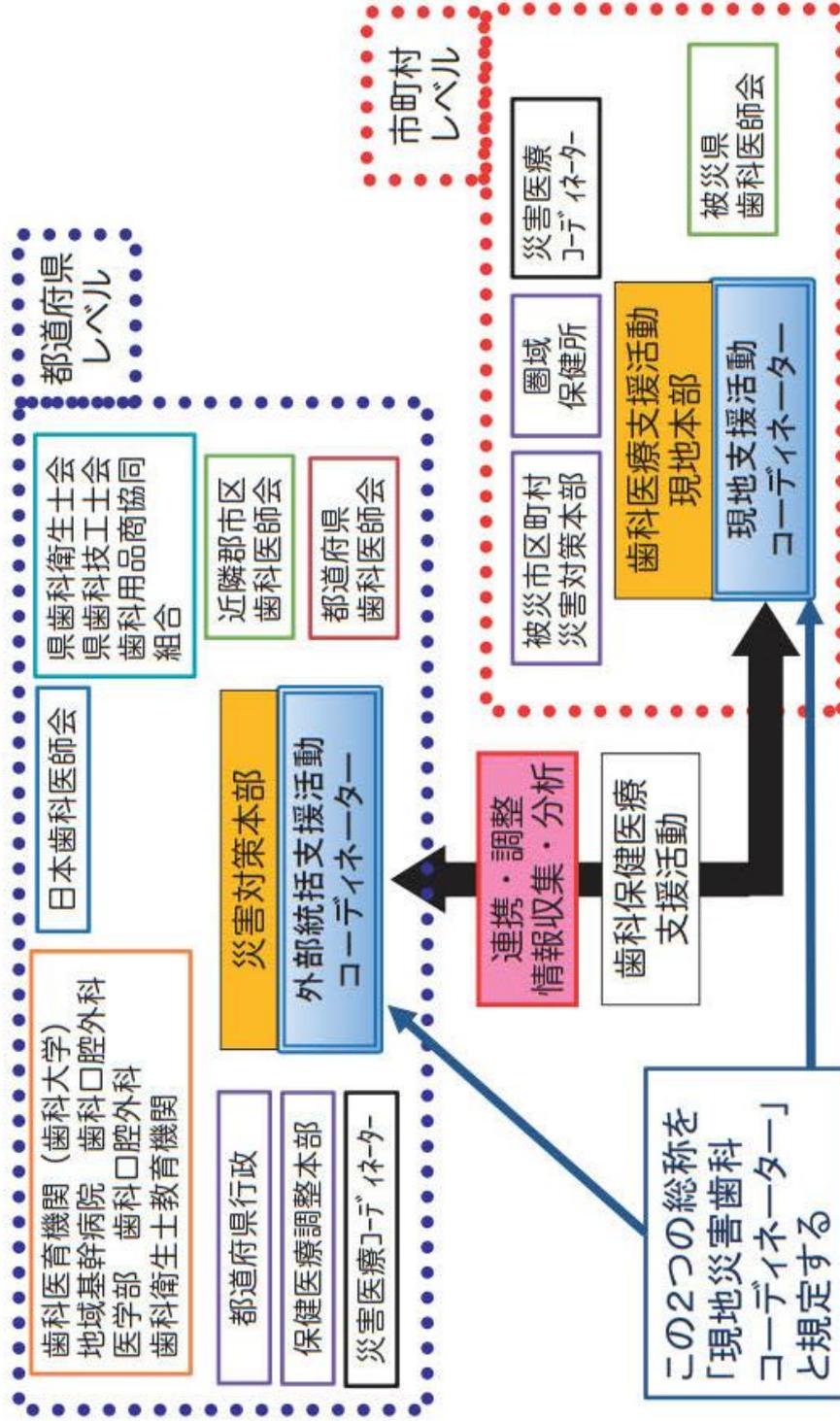
## 〈被災した都道府県歯科医師会災害本部設置後のフロー〉



## 〈支援の中心となる都道府県歯科医師会災害本部設置後のフロー〉



# 現地災害歯科コーディネーター(外部統括支援活動／ 現地支援活動)間の役割分担と連携(一例)



## 11. 具体的活動について

### (1) 災害時における歯科保健医療支援活動について

災害時の保健医療活動は、経時的に大別される。災害発生直後～72 時間以内の超急性期では、DMAT（災害派遣医療チーム）や JMAT（日本医師会災害医療チーム）が被災地に派遣され、系統的救出医療が展開される。歯科の支援はその少し後から開始されることが多いが、情報収集は初期から行っておくことが好ましい。

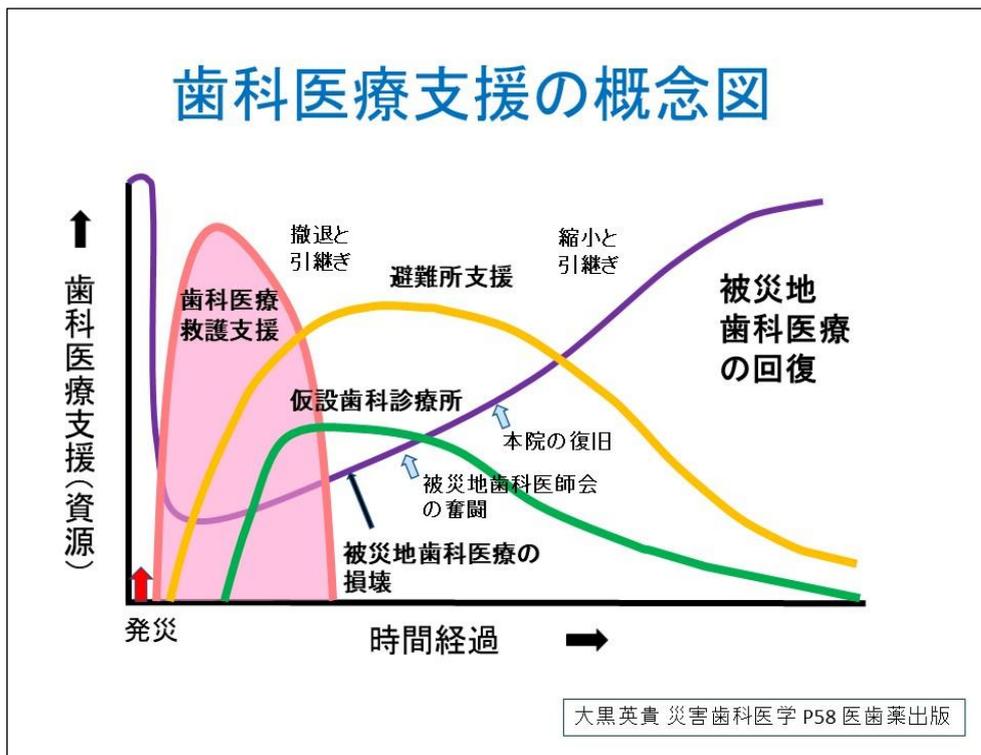
72 時間～数週間におよぶ期間は急性期～亜急性期とされ、各科専門医が、救護所や避難所の巡回診療により被災住民の健康管理を含む傷病治療を行う。歯科保健医療支援の需要もこの段階で生じてくるため、歯科医療救護所定点診療拠点と避難所の巡回診療体制の構築が必要となる。この際の歯科医療需要は、災害の種類や規模、発災時間、地域事情によって異なる。

よって、支援活動の初動においては、情報収集と需要分析を早期に行い、分析結果に応じた支援体制の構築が重要である。

応急（緊急）歯科医療の対象として、顎口腔領域の外傷、義歯紛失、補綴物・充填物の破損・脱離などが考えられる。次の段階ではストレスに誘発された慢性歯科疾患の急性増悪や各種口内炎が発症する。これらの治療に要する医療資器材（ポータブルユニット・歯科医療資器材・薬剤・各種書類を含む）整備と管理は重要である。

また、長期化した避難生活が生体にもたらすストレスは、交感神経、内分泌系を亢進させ、様々な生体反応をもたらす。特に免疫機能の低下による感染症や心血管系疾患の発症、増悪をきたし 災害関連疾病と呼ばれている。災害関連疾病の予防もこのフェーズから重要となる。歯科としては、誤嚥性肺炎、呼吸器感染症などの災害関連疾病や生活不活発病の予防のために、口腔ケアや口腔衛生啓発活動、口腔機能向上訓練などを行う。

さらにそれ以降の慢性期においては、避難者ケアとして、復興期における仮設住宅居住者や在宅避難者に対する、長期的なリハビリテーションや保健医療が中心となる。他職種と連携した中長期的な訪問口腔ケアや、地域歯科保健活動が必要となる。



発災すると歯科診療所や歯科医療職も被災し、歯科資源が下降する。

災害時の歯科保健医療に関するニーズは、災害発生後の時間経過とともに刻々と変化していく。急性期には、緊急的な医療救護支援に入り、これらのニーズを的確に把握するために、調整本部から情報収集、医療救護班との緊密な連携が必要で、顎顔面の外傷や歯牙の脱臼などの口腔外科的疾患、あるいは補綴物や充填物の脱離への対応が中心となる。

数日後の避難所生活が少し確立された頃に、重症の口内炎や歯肉炎の急発が多くなることもあり、これらは、栄養状態の悪化による抵抗力の減弱、ストレス等が原因と考えられるので、歯科的な対応だけでなく、医師・薬剤師・保健師・栄養士等との連携が必要である。

義歯の紛失や歯痛等にも対応するが、場合によって被災直後から存在していることもあり、被災直後の混乱のために口腔内症状に意識がまわらず、注意深くアセスメントを取る必要がある。また、寝たきり状態にある患者や避難所に通所できない避難者から在宅に往診依頼を受けることもある。さらに、避難所生活が長期化すると、口臭の問題などが本人や周囲の大きなストレスとなり、また発達段階の子供たちの栄養面や甘味食の増加など食生活に著しい偏りがみられるなど、歯科保健指導や誤嚥性肺炎の呼吸器感染症等の予防などの避難所支援がピークを迎える。

医療機関が復旧し、被災前の医療体制に近づけば、対策本部では歯科医療救護・避難所支援の縮小・撤退時期を判断する。最終目標は被災地の歯科保健医療提供体制を取り戻すことにある。

## (2) 巡回歯科診療

被災地では、多くの建物の倒壊や危険区域、避難所設置場所や避難所の統合などの条件から、巡回歯科医療や巡回歯科保健支援が効率の良い提供体制となり、移動歯科診療車がその要になることがある。診療車内には、歯科診療用ユニットやエックス線撮影装置などの設備を有し、診療室と同等の医療を提供することができる。

- ・小型乗用車から大型のバスまで種類があるが、被災避難所の統合や廃止に対しても場所を移動できるという機動力がある
- ・訪問診療のように施設や在宅を巡回して診療が可能である
- ・支援者のための宿泊施設がない被災地と災害対策本部を往復できる利便性がある。長期の医療提供のためには保健所・厚生局医療施設認可を取得し、被災地において定点歯科診療所とすることができる

## (3) 仮設歯科診療所

仮設歯科診療所は、地域歯科医療の速やかな復旧等の対応として、地元歯科医師会と相談・検討しながら安全な地域に設置する。その際、避難所の一部のスペースに簡易的に設置される場合や、中期的に地元の歯科医療体制を確保するために、医療コンテナの活用やプレハブ等にて設置する場合もある。

仮設歯科診療所は、急性期で被災地支援が行われた歯科医療救護や JDAT からその業務を引き継ぎ、被災地の復興整備の進捗を考慮し、設置期間や撤収時期を検討する必要がある。

東日本大震災においては、国の被災地域医療確保対策緊急支援事業として、県が仮設歯科診療所を整備し、これを被災した医師・歯科医師や市町村などに貸付け、運営を行った。

熊本地震では、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業として、歯科医師会として県から

認定を受けて災害時歯科医療等の交付支援を受けた。

#### (4) 口腔ケア支援

急性期の歯科医療チーム派遣時期から少し遅れて避難者の生活が安定してきた時期に、中長期にわたる避難生活者への対策として、避難所を中心に都道府県歯科医師会や歯科大学などから JDAT が派遣される。

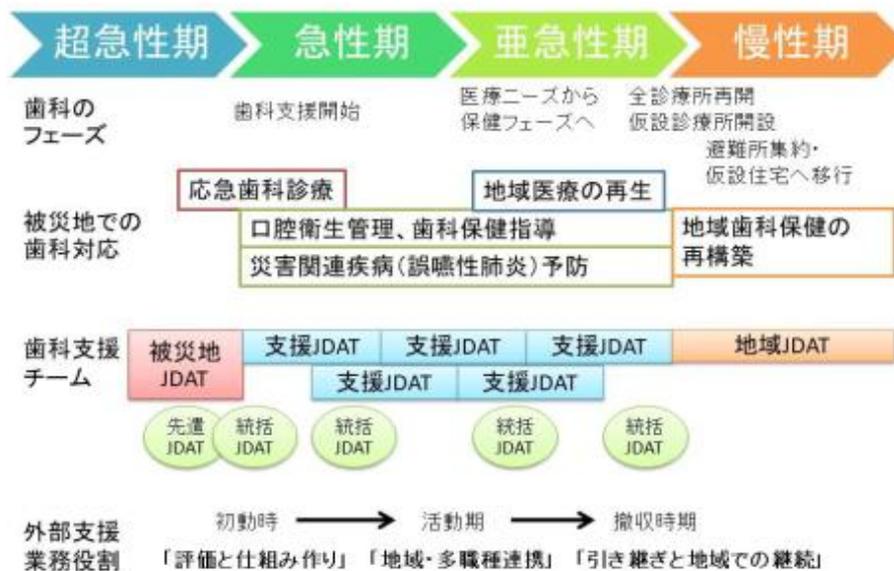
その目的は、呼吸器感染予防、特に誤嚥性肺炎による震災関連死の防止などである。具体的支援は、避難所・応急仮設住宅などの歯磨きができる環境や歯ブラシ・義歯洗浄剤の充足度の確認、水不足で歯磨きや義歯を洗浄していない人への指導などの口腔衛生管理が主な支援となる。

この支援活動を実施する前後には、「施設・避難所等歯科口腔保健ラピッドアセスメント票（日本歯科医師会統一版）」を用いて調査分析し、本部コーディネーターが派遣を計画し、多職種と連携して適切な支援活動が継続的に行われる。

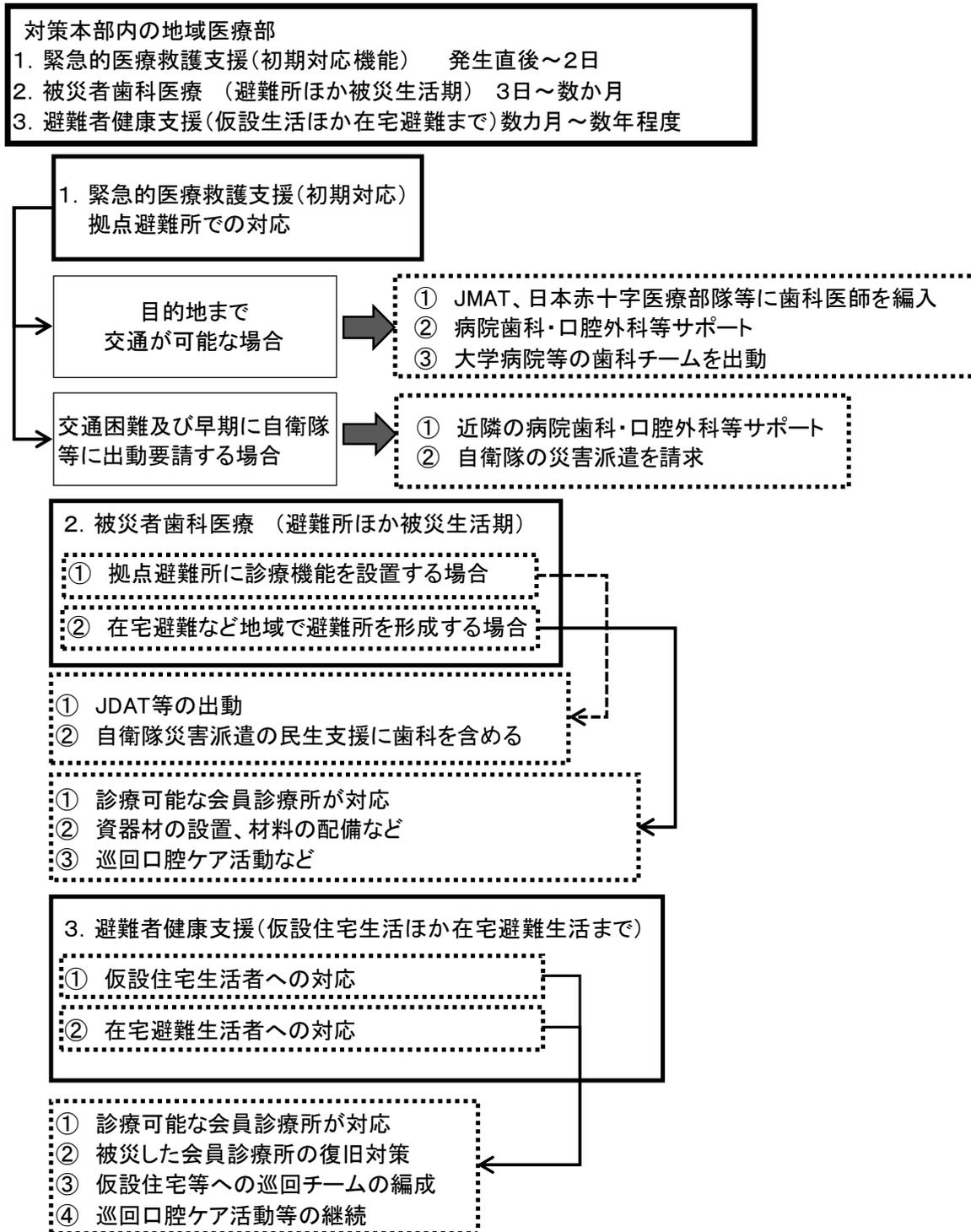
また、専門的な口腔清掃や歯科保健指導を教育された歯科衛生士は、歯科医師の目の届かない避難所内や高齢者を対象にその専門知識と技術を発揮することが求められる。さらに、福祉避難所や高齢者施設においては、多職種の従業員に対しての口腔清掃指導法の伝達や衛生環境の指導も必要である。

口腔機能支援チームにおいても、歯科診療所の回復とともに、地元の要請に基づきながら規模を縮小していく。

### 災害時の歯科対応・歯科支援チームと役割の推移



(5) 歯科保健医療活動（緊急歯科医療から避難者の口腔ケアまで）のフロー



## (6) 新興感染症拡大下での避難の変化

厚生労働省等の通知「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応」(令和2年4月7日事務連絡)において、避難所等の運営の変化として下記の項目があげられる。

そこには従来の避難所に集約し、物資、人的プッシュ型計画ではなく、管内等被災地周辺の支援、ホテルや知人宅等、従来の避難所から広く分散し近隣の自治体協力による避難の推進等を基本としている。被災者においても、感染リスクを恐れ避難所へ行くことへの抵抗があるとの調査報告もあり、感染の拡大防止に視点が移っている。これらは従来のオールジャパン体制の大きな変化と捉える必要がある。ただし、感染症が沈静化あるいはウイルス等の撲滅状況になれば、人的、物的に効率的な従来の支援体制が有効であるから、ここでは感染症拡大下での変化の情報を上げる。

### 1. 避難所の変化

感染症対策上、プライバシー保護とともに感染リスクの高い高齢者や障がい者等に対する専用スペースの設置など、従来の収容人数の減少以外に細部にわたり変化がある。ホテル、旅館や知人宅等の分散避難が推進され、避難先等の把握が複雑になってくる反面、避難所設備が充実する可能性もあり避難者の状況把握は、以前に増して重要性になると思われる。

### 2. 避難所内での変化

開設した避難所では新たに、発熱やリスク等のゾーニングや、避難者の健康状態の確認、徹底した感染対策が求められ、収容人数の減少と異なり対応する必要人数や手順、備蓄品の再検討が求められる。

### 3. 拡大下での財政支援

避難所等の変化に対応する費用に関しての財政支援は、活用交付金等の Q&A に示されているが、現在の状況下であり、今後の参考程度にとどめる。

### 4. ボランティア等支援者への変化

ボランティアについては、NPO 法人全国災害ボランティア支援団体ネットワークから感染懸念下での対応ガイドラインが発出されている。これらにおいても事前に感染症対策の徹底が前提にある。原則は「被災した地元の意向に配慮する」点にあり意向確認先として現地対策本部等が示されている。しかし現実的には要請を確認する方策がないのが現状である。そのため、感染拡大防止の視点から活動制限や新たなルールが求められている。

## (7) 通信ネットワーク(Webによる情報共有)の構築

歯科医師会の災害活動においては、より被災地に近い拠点となる郡市区歯の現地、支援調整にあたる都道府県歯(対策本部)と域外支援の実働隊となる郡市区歯の間で定期連絡を以て、被災状況、不足物資や必要人員情報の共有が行われる。

これらは、中心となる都道府県歯対策本部を介して行われるが、現地状況を視覚的あるいは、直接音声による報告の共有は、緊迫度をもって積極的な支援行動に繋がりやすい。

場合によっては、被災報告以外の視点での状況報告を必要とする場合もある。

現在は Web 会議等で、日常使用している ZOOM では相互会議、LINE では情報発信など用途に合わせた交流や共有が可能である。これら既存システムアプリを利用して、情報共有ネットワークを事前に構築しておくことが肝要である。

また情報連絡の訓練では、使用するシナリオを以て、想定した被害等に対応する共通したイメージが構築されやすく、円滑な初動や支援活動に繋がりやすい。

(8) 被災情報報告書（案）

**会員被災情報報告書 案**

地区 記載日 西暦 年 月 日  
 会員名 記載者名

	被災程度	備考
会員被災状況	無傷又は軽傷 ・ 重傷 ・ 重体 ・ 死亡 ・ 不明	
家族被災状況	無傷又は軽傷 ・ 重傷 ・ 重体 ・ 死亡 ・ 不明	
診療所被災状況	一部破損 (門・扉・窓ガラス数枚など、建物の 主要構造に該当しない部分のみの損壊) 半壊 ・ 大規模半壊 ・ 全壊 一部損壊 (建物主要構造に 該当する部分の一部損壊)	
自宅被災状況	一部破損 (門・扉・窓ガラス数枚など、建物の 主要構造に該当しない部分のみの損壊) 半壊 ・ 大規模半壊 ・ 全壊 一部損壊 (建物主要構造に 該当する部分の一部損壊)	
診療継続の可否	診療可能 ・ 診療不可能	
連絡先(避難先)	住所 TEL&FAX 携帯	
会員出動の可否	可能(時間帯) ・ 不可能	出動可DH数 名

歯科医師会名

**歯科医師会被災情報報告書 案**

歯科医師会 記載日 西暦 年 月 日  
 会員数 名 記載者名

	被災程度	備考
会員被災状況	無傷又は軽傷 名・重傷 名・重体 名・死亡 名・不明 名	
診療所被災状況	一部破損 軒 ・ 一部損壊 軒 半壊 軒 ・ 大規模半壊 軒 ・ 全壊 軒	
自宅被災状況	一部破損 軒 ・ 一部損壊 軒 半壊 軒 ・ 大規模半壊 軒 ・ 全壊 軒	
診療継続の可否	診療可能 軒 ・ 診療不可能 軒	
歯科医師会連絡先	住所 TEL&FAX 携帯	
歯科医師会活動の可否	可能 ・ 不可能	

(9) 巡回口腔ケアに用いる書類整備

施設・避難所等 歯科口腔保健 ラピッドアセスメント票 (集団・迅速) 日本歯科医師会統一版

避難所等の名称		避難所等の立地する市町村名	
評価年月日 曜日 時間	年 月 日 ( ) AM/PM 時 分 ころ	避難所等の連絡先	※ 必要時担当者氏名も記載
避難者等の人数 (夜間を含む、本部に登録されている人数)	人 ( 月 日現在)	情報収集法	※ 実施した方法をすべてチェックする <input type="checkbox"/> 責任者等からの聞き取り (役職や氏名: ) <input type="checkbox"/> 避難者等からの聞き取り ( 人程度) <input type="checkbox"/> 現場の観察 <input type="checkbox"/> 支援活動等を通じて把握 <input type="checkbox"/> その他 ( )
その内訳	a うち乳幼児 (就学前) (約 人or%), 不明 b うち妊婦 (約 人or%), 不明 c うち高齢者 (75歳以上) (約 人or%), 不明 d うち障がい児者・要介護者 (約 人or%), 不明		
評価時に在所していた避難者等数	だいたい 人くらい (概数)		
記載者 氏名・所属 職種	氏名: 所属: 職種: 1 歯科医師 2 歯科衛生士 3 その他 ( )	記載者 連絡先 (携帯電話等)	

項目	確認項目 (※確認できれば数値や具体的内容を記載)	評価	評価基準 (参考)
(1) 歯科保健医療の確保	a 受診可能な近隣の歯科診療所・歯科救護所・仮設歯科診療所等 1あり, 2なし, 9不明 b 巡回歯科チームの訪問 1-①あり (定期的), 1-②あり (不定期) 2なし, 9不明	◎ ○ △ × -	歯科医療の受療機会: ◎ほほいつでも可能、 ○3日に1回は可能、 △週に1回以下・困難、 ×不可能、-不明
特記事項			
(2) 口腔清掃等の環境	a 歯磨き用の水 1充足, 2不足*, 9不明 * (具体的に: ) b 歯磨き等の場所 1充足, 2不足*, 9不明 * (具体的に: )	◎ ○ △ × -	うがい水and/or洗面所: ◎不自由ない、○おおむねあるが制限はある、 △特定の用途にのみ、または短時間使える状況である、 ×ない・使えない
特記事項			
(3) 口腔清掃用具等の確保	a-1 歯ブラシ (成人用) 1充足, 2不足 (約 人分), 9不明 a-2 歯ブラシ (乳幼児用) 1充足, 2不足 (約 人分), 3不要, 9不明 b 歯磨き剤 1充足, 2不足 (約 人分), 9不明 c うがい用コップ 1充足, 2不足 (約 人分), 9不明 d 義歯洗浄剤 1充足, 2不足 (約 人分), 3不要, 9不明 e 義歯ケース 1充足, 2不足 (約 人分), 3不要, 9不明 ※ 主観的におおまかに	◎ ○ △ × -	歯ブラシ (成人・乳幼児)、 歯みがき、コップ、義歯ケース・洗浄剤: ◎90%以上が確保、○70~90%、△40~70%、 ×40%以下、-不明 (避難者数に対する割合)
特記事項	※ 不足物品を補充した場合は、ここに記載		
(4) 口腔清掃や介助等の状況全体状況	a 歯みがき 1していそう, 2ほほしていなそう, 9不明 b 義歯清掃 1していそう, 2ほほしていなそう, 9不明 c 乳幼児の介助 1していそう, 2ほほしていなそう, 3不要, 9不明 d 障がい児者・要介護者の介助 1していそう, 2ほほしていなそう, 3不要, 9不明 ※ 主観的におおまかに	◎ ○ △ × -	歯や義歯の清掃、乳幼児・障がい児・要介護者の介護: ◎90%以上が確保、○70~90%、△40~70%、 ×40%以下、-不明 (避難者数に対する割合)
特記事項			
(5) 歯や口の訴え 義歯の問題 食事等の問題	※ 重なる場合は複数の項目に含めてください a 痛みがある者 1いる (約 人), 2いない, 9不明 b 義歯紛失や義歯破折 1いる (約 人), 2いない, 9不明 c 食事等で不自由な者 1いる (約 人), 2いない, 9不明 (咀嚼や嚥下の機能低下等による) ※ 要対応者の詳細情報 (応急対応した場合はあわせて記載)	◎ ○ △ × -	痛みあり、義歯問題、食事不自由: ◎90%以上が問題なし、○70~90%、△40~70%、 ×40%以下、-不明 (避難者数に対する割合)
特記事項			
その他の問題	例) 歯科保健医療に関するその他の事項、避難所のインフラ・衛生状況等に関する事項、医師や保健師等の他チームに伝達すべき事項		

※ 書ききれない情報や関連情報は、特記事項欄に記入してください。

標準Ver4.1(202402)

( 県 ・ 県歯科医師会 ・ 県歯科衛生士会 )

## 〈本アセスメント票を活用する前の確認事項〉

### 施設・避難所等 歯科口腔保健 ラピッドアセスメント票（集団・迅速）について

この標準アセスメント票は、避難生活者の健康維持に影響する歯科口腔保健問題を概括的に把握し、現地災害対策本部（災害公衆衛生活動の歯科部門）に伝達して支援調整に役立てるための、歯科関係団体の共有する全国統一された標準版の情報収集ツールとして、多くの組織・団体の理解のもとで作成されたものです。

歯科や保健医療の専門職だけでなく、避難所等の運営スタッフや支援者が用いて、本票の確認項目をふまえて評価することで、見逃しがちな歯科口腔保健の課題が浮かび上がるようになっています。

### 本票を用いた情報収集（アセスメント）にあたって注意すべき点

#### ◆ 事前の心構え

- 1 対象となる施設・避難所等の状況を十分に配慮して手短かに情報収集を実施すること。特に、避難者同士が助けあって運営している避難所等の特性を踏まえて、余計な負担をかけないように臨むこと。
- 2 情報収集は、避難生活の長期化が見込まれる場合に行い、その開始時期は、基本的に超急性期・急性期の終了が見込まれる時点からとすること。
- 3 現地災害対策本部等からの指示調整に従い、施設・避難所等の事前情報を得た上で、本票を用いた情報収集を行うこと。

#### ◆ 実施の手順

- 1 施設・避難所等の責任者／健康管理担当者等に身分証などで自己紹介した上で、その目的（支援活動に先んずる必要性の把握）を告げ、責任者の同意・協力を得て実施すること。
- 2 情報収集は、各避難所等の状況に見合った方法（聞き取り・観察など）を選び、避難者及び運営スタッフに負担を与えないよう、短時間で概括的に把握して記載すること。
- 3 最後に、責任者／健康管理担当者等に、情報収集の終了と結果概要を簡略に報告し（必要なら本票をコピーして写しを手渡ししながら確認）し、この結果を必要な支援につなげる旨と継続的に情報収集に来る可能性を説明しておく。必要に応じて、避難所等向けの歯科口腔保健パンフレット・リーフレット等を配布し、情報提供すること。
- 4 本票の不明な情報は「記載もれ」と区別するため、必ず「不明」等と明記し、現地災害対策本部（市町村、保健所）等の災害歯科保健医療担当者（災害歯科コーディネーター等）に届けること。必要時はコピーをとり、都道府県、都道府県歯科医師会の担当者等にも提出すること。

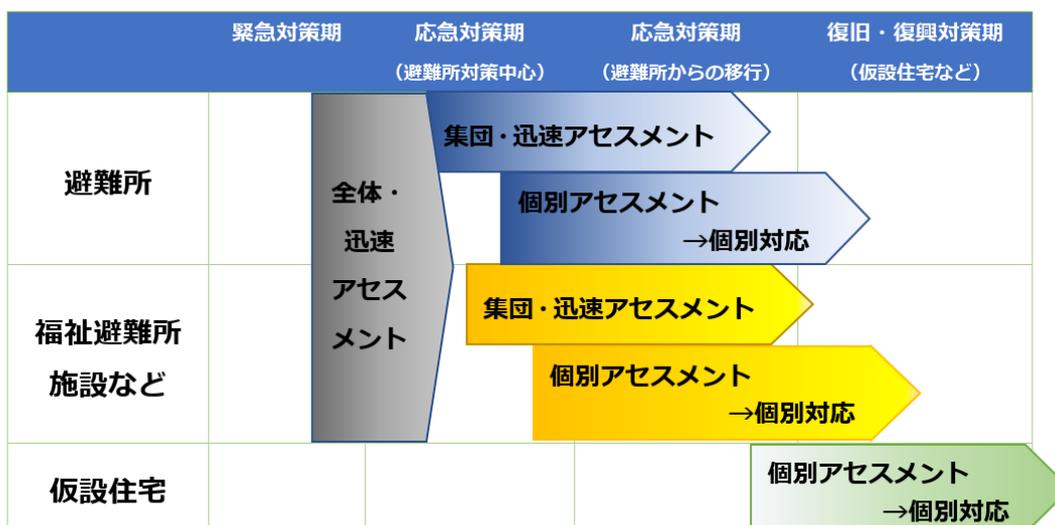
（注） 本アセスメント票の「施設・避難所等」とは、被災下で一時的に宿泊・食事等の生活をする場所全般を想定しています。したがって、高齢者・障害者・病弱者等の通常の生活にも困難な災害時要配慮者等のための福祉避難所、更に広義には被災下での福祉施設から自宅等も含んだ一時的な生活の場所が該当します。

本アセスメント票の記入の仕方がわからない場合や緊急時の用件については、現地災害対策本部等の災害歯科コーディネーター等にご連絡ください。

〈連絡先〉 所属： 氏名：  
電話番号：

標準 Ver4.1

# 歯科保健医療支援 アクションカード



- \* 「全体・迅速アセスメント」は、主に、自治体の保健医療対応者により実施される、健康に関わる事項全般のアセスメントです。このアセスメントのみでは歯科保健医療の課題の抽出は困難であり、「歯科口腔保健 集団・迅速アセスメント」は主に歯科関係者が行うことを想定していますが、保健医療のアセスメントと同時に歯科以外の職種が行う時のための「他職種用」のアセスメント票も準備してあります。
- \* 「個別アセスメント」は、歯科関係者により行われ、地域歯科保健医療体制に繋いでいくものとなります。

P2 アクションカードの使い方

P3 避難所 集団・迅速アセスメント メンバー用・リーダー用

P4 避難所 個別アセスメント メンバー用・リーダー用

P5 福祉避難所施設など 集団・迅速アセスメント メンバー用・リーダー用

P6 福祉避難所施設など 個別アセスメント メンバー用・リーダー用

- \* ここで示しているアクションカードは、あくまでも基本的な流れのみを記載したものです。それぞれの災害、活動地域・活動日により詳細は変わりますので、適宜書き換えてご活用ください。
- \* 集団・迅速アセスメントには「施設・避難所等 歯科口腔保健 ラピッドアセスメント票(集団・迅速)」(日本歯科医師会統一版)を、個別アセスメントには「災歯 3-3 歯科保健医療ニーズ調査・保健指導実施票(個別・複数)」(災害歯科保健活動 歯科衛生士実践マニュアル)を、ご活用ください。

発行日:2021年11月

発行元:日本災害時公衆衛生歯科研究会

<http://jsdphd.umin.jp/>

# 歯科保健医療支援 アクションカードの使い方

## ●目的

アクションカードというのは行動の事前指示書です。活動の当日までに参加者に見てもらおうことで

- ① スケジュールがわかる
- ② 何を行うかわかる
- ③ 自分の役割がわかる

ので、不安を解消することができます

## 活用ポイント

- ① 活動時に確認しながら行動します
- ② 終わったらチェックボックスに✓します
- ③ 詳細・注意事項(赤字部分)は右のボックスで確認
- ④ Q&A も読んでおきましょう

メンバー用とリーダー用をサ  
ンプルとして作っています。  
自分の役割に応じて確認して  
受け取ります。

日付・曜日を書き込み、その日  
のリーダー名や連絡先を記入  
して連絡できるようにしてお  
きます。

集合時間や活動時間に合わせ  
て時間を書き込みます。  
会議時間に合わせて報告内容  
をまとめるなど、余裕を持たせ  
て計画・活動します。

<b>メンバー用</b> <small>歯科保健医療支援アクションカード</small> <b>避難所等 集団・迅速 アセスメント</b> 日付 _____ 曜日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 歯科チームリーダー: _____ (姓書)	
<b>当日出席までに</b> <input type="checkbox"/> 情報・持参物・体調確認を行う 1. 情報・持参物・体調確認	
<input type="checkbox"/> 医療対策本部に集合 (ピバス・名札を着用し受付等へ挨拶)	医療対策本部にて全体会議に参加 歯科チーム会議 <small>(情報把握チーム編成、本日の活動内容、申し込み事項の共有)</small> 各チームに分かれ担当避難所に向かう
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 避難所へ到着 <small>・リーダーが避難所責任者に許可を求めてから活動開始                  ・リーダーの指示によりアセスメント実施                  2. 避難所評価と任務実施を確認                  3. 避難所直務の聞き取り等の注意事項</small>	避難所へ到着
<input type="checkbox"/> 医療対策本部に集合 4. 活動内容報告、翌日の取組み 医療対策本部にて全体会議に参加 歯科支援チーム会議 解散	医療対策本部にて全体会議に参加 歯科支援チーム会議 解散

どこで (避難所・福祉避難所等)  
何をするか(集団迅速アセスメント・  
個別アセス等)によって、アクション  
カードを選びます。

どこで何をするかによって必要物品・  
資料・注意する点は異なります。

赤字の部分：  
右側のボックスの内容を読み、リー  
ダーはメンバーに指示して活動を開  
始します。

全ての書類の記入漏れを確認し、回  
収、総括して報告し、保管します。

赤字の部分：  
右側のボックスの内容を読み、必ず  
相互で確認します。

**メンバー用** 歯科保健医療支援アクションカード

**避難所等 集団・迅速 アセスメント**

日付 年 月 日 曜日  
 歯科チームリーダー: (携帯: )

**当日出発までに**

**情報・持参物・体調確認を行う**  
 1. 情報・持参物・体調確認

**当日** メモ欄

**医療対策本部に集合**  
 (ピブス・名札を着用し受付等へ挨拶)

**医療対策本部にて全体会議に参加**

**歯科チーム会議**  
 (情報把握、チーム編成、本日の活動内容、申し送り事項の共有)  
**各チームに分かれ担当避難所に向かう**

**避難所へ到着**  
 ・リーダーが避難所責任者に許可を求めてから活動開始  
 ・リーダーの指示によりアセスメント実施

2. 避難所到着と任務実施を確認  
 3. 避難者直接の聞き取り等の注意点

**医療対策本部に集合**

4. 活動内容報告、翌日の段取り

**医療対策本部にて全体会議に参加**

**歯科支援チーム会議**

**解散**

**1. 情報・持参物・体調確認**

- 前回の活動内容・活動資料・災害支援マニュアルを持参
- 天候や交通状況(道路情報)の確認、熱中症対策など
- 当日朝、体調確認(不良の場合はリーダーに連絡)
- 持参物の確認
- 避難所の感染対策ルール厳守(マスクの着用、入室前の手指消毒など)
- メンバー間で連絡方法を確認(電話・メール・LINE など)

**2. 避難所到着と任務実施**

- 避難所責任者(担当者)にリーダーが挨拶(所属、名前、訪問目的の明示)
- 環境整備や掲示物の確認
- 活動内容を記録(できればその場で記入)
- アセス票の記入漏れの確認(「空欄」は厳禁!)
- (避難所等の責任者および記入者の連絡先、確認項目と評価、コメントなど)
- 支援内容をリーダーに報告後、次の避難所へ移動

**3. 避難者直接の聞き取り等の注意点**

- 被災者への挨拶・聞き取りの目的と個人情報保護の確認
- 環境観察や行動観察の実施
- 歯科保健関連のパンフレットなどを渡す
- 必要時は応急対応を行い、他職種とも連携

**4. 活動内容報告、翌日の段取り**

- 避難所別を集計して総括表を作成(PC入力)し、リーダーに渡す
- 翌日以降への申し送り事項のとりまとめと申し送りノートを記入
- 報告書原本を支援用ファイル等にファイリング
- 物品整理

※個人の行動は、全て歯科支援チーム全体の責任となることを意識する!  
 (注意事項は Q&A 参照)

災害歯研 Ver2.0 2021-1020

**リーダー用** 歯科保健医療支援アクションカード

**避難所等 集団・迅速 アセスメント**

日付 年 月 日 曜日  
 現地歯科コーディネーター: (携帯: )

**当日出発までに**

**情報・持参物・体調確認を行う**  
 1. 情報・持参物・体調確認

**当日** メモ欄

**医療対策本部に集合**  
 (ピブス・名札を着用し受付等へ挨拶)

**医療対策本部にて全体会議に参加**

**歯科チーム会議**  
 (情報把握、チーム編成、本日の活動内容、申し送り事項の共有)  
**各チームに分かれ担当避難所に向かう**

**避難所へ到着**  
 ・リーダーは避難所責任者に挨拶する  
 ・メンバーに役割を指示する

2. 避難所到着と任務実施を確認  
 3. 避難者直接の聞き取り等の注意点

**医療対策本部に集合**

4. 活動内容報告、翌日の段取り

**医療対策本部にて全体会議に参加**

**歯科支援チーム会議**

**解散**

**1. 情報・持参物・体調確認**

- 現地歯科コーディネーターに、地元歯科医師会員の意向を確認**
- 前回までの活動内容・活動資料・災害支援マニュアル・アセス票を確認
- 天候や交通状況(道路情報)の確認、熱中症対策など
- 体調不良者発生時は、現地歯科コーディネーターと対策本部に報告し協議
- 持参物の確認と感染対策ルール厳守を指示(マスク着用、手指消毒など)
- メンバー間の連絡方法を確認(電話・メール・LINE など)**
- 情報不足時には、アセス中に対策本部に滞在し情報収集することを検討**

**2. 避難所到着と任務実施**

- 避難所責任者(担当者)に挨拶(所属、名前、訪問目的の明示)
- アセスメント担当と振り分け等を決定
- 環境整備や掲示物の確認の担当を決定
- 活動内容を記録、またはメンバーに指示(できればその場で記入)
- アセス票の集計・記入漏れと総括表の記入漏れの確認
- 支援内容を取りまとめ、避難所責任者(担当者)に報告
- 忘れ物等を確認し、次の避難所へ移動

**3. 避難者・関係者への直接の聞き取り等の注意点**

- 被災者への挨拶・聞き取りの目的と個人情報保護の確認を指示
- 環境観察や行動観察の実施を指示
- 歯科保健関連のパンフレットなどを渡すよう指示
- 応急対応の内容等については、現地歯科コーディネーターと協議

**4. 活動内容報告、翌日の段取り**

- アセス票の集計と総括表の作成、PC入力を指示
- 現地歯科コーディネーターに、総括表と地域診断を渡して報告
- 現地歯科コーディネーターと共に、活動計画を立案
- 翌日以降への申し送り事項のとりまとめ等を指示
- 報告書整理と物品整理を指示

※個人の行動は、全て歯科支援チーム全体の責任となることを意識させる!  
 (注意事項は Q&A 参照)

災害歯研 Ver2.0 2021-1020

**メンバー用** 歯科保健医療支援アクションカード

**避難所等 個別 アセスメント**

日付 年 月 日 曜日  
 歯科チームリーダー: (携帯: )

**当日出発までに**

**情報・持参物・体調確認を行う**  
 1. 情報・持参物・体調確認

**当日** メモ欄

**医療対策本部に集合**  
 (ピブス・名札を着用し受付等へ挨拶)

**医療対策本部にて全体会議に参加**

**歯科チーム会議**  
 (情報把握、チーム編成、本日の活動内容、申し送り事項の共有)  
**各チームに分かれ担当避難所に向かう**

**避難所へ到着**  
 ・リーダーが避難所責任者に許可を求めてから活動開始  
 ・リーダーの指示によりアセスメント実施

2. 避難所到着と任務実施を確認  
 3. 避難者直接の聞き取り等の注意点

**医療対策本部に集合**

4. 活動内容報告、翌日の段取り

**医療対策本部にて全体会議に参加**

**歯科支援チーム会議**

**解散**

**1. 情報・持参物・体調確認**

前回の活動内容・活動資料・災害支援マニュアルを持参

天候や交通状況(道路情報)の確認、熱中症対策など

当日朝、体調確認(不良の場合はリーダーに連絡)

持参物の確認

避難所の感染対策ルール厳守(マスクの着用、入室前の手指消毒など)

メンバー間で連絡方法を確認(電話・メール・LINE など)

**2. 避難所到着と任務実施**

避難所責任者(担当者)にリーダーが挨拶(所属、名前、訪問目的の明示)

環境整備や掲示物の確認

活動内容を記録(できればその場で記入)

アセス票の記入漏れの確認(「空欄」は厳禁! )  
 (記入者の連絡先、チェックボックス、フリーコメントなど)

支援内容をリーダーに報告後、次の避難所へ移動

**3. 避難者直接の聞き取り等の注意点**

被災者への挨拶・聞き取りの目的と個人情報保護の確認

環境観察や行動観察の実施

**集団指導または個別指導の時は別のアクションカードを参照**

歯科保健関連のパンフレットなどを渡す

必要時は応急対応を行い、他職種とも連携

**4. 活動内容報告、翌日の段取り**

避難所別を集計して総括表を作成(PC入力)し、リーダーに渡す

翌日以降への申し送り事項のとりまとめと申し送りノートを記入

報告書原本を支援用ファイル等にファイリング

物品整理

※個人の行動は、全て歯科支援チーム全体の責任となることを意識する!  
 (注意事項は Q&A 参照)

災害歯研 Ver2.0 2021-1020

**リーダー用** 歯科保健医療支援アクションカード

**避難所等 個別 アセスメント**

日付 年 月 日 曜日  
 現地歯科コーディネーター: (携帯: )

**当日出発までに**

**情報・持参物・体調確認を行う**  
 1. 情報・持参物・体調確認

**当日** メモ欄

**医療対策本部に集合**  
 (ピブス・名札を着用し受付等へ挨拶)

**医療対策本部にて全体会議に参加**

**歯科チーム会議**  
 (情報把握、チーム編成、本日の活動内容、申し送り事項の共有)  
**各チームに分かれ担当避難所に向かう**

**避難所へ到着**  
 ・リーダーは避難所責任者に挨拶する  
 ・メンバーに役割を指示する

2. 避難所到着と任務実施を確認  
 3. 避難者直接の聞き取り等の注意点

**医療対策本部に集合**

4. 活動内容報告、翌日の段取り

**医療対策本部にて全体会議に参加**

**歯科支援チーム会議**

**解散**

**1. 情報・持参物・体調確認**

**現地歯科コーディネーターに、地元歯科医師会員の意向を確認**

前回までの活動内容・活動資料・災害支援マニュアル・アセス票を確認

天候や交通状況(道路情報)の確認、熱中症対策など

体調不良者発生時は、現地歯科コーディネーターと対策本部に報告し協議

持参物の確認と感染対策ルール厳守を指示(マスク着用、手指消毒など)

**メンバー間の連絡方法を確認(電話・メール・LINE など)**

**2. 避難所到着と任務実施**

避難所責任者(担当者)に挨拶(所属、名前、訪問目的の明示)

アセスメント担当と振り分け等を決定

環境整備や掲示物の確認の担当を決定

活動内容を記録、またはメンバーに指示(できればその場で記入)

アセス票の集計・記入漏れと総括表の記入漏れの確認

支援内容を取りまとめ、避難所責任者(担当者)に報告

忘れ物等を確認し、次の避難所へ移動

**3. 避難者・関係者への直接の聞き取り等の注意点**

被災者への挨拶・聞き取りの目的と個人情報保護の確認を指示

環境観察や行動観察の実施を指示

**集団指導または個別指導の時は別のアクションカードを参照させる**

歯科保健関連のパンフレットなどを渡すよう指示

応急対応の内容等については、現地歯科コーディネーターと協議

**4. 活動内容報告、翌日の段取り**

アセス票の集計と総括表の作成、PC入力を指示

現地歯科コーディネーターに、総括表と地域診断を渡して報告

現地歯科コーディネーターと共に、活動計画を立案

翌日以降への申し送り事項のとりまとめ等を指示

報告書整理と物品整理を指示

※個人の行動は、全て歯科支援チーム全体の責任となることを意識させる!  
 (注意事項は Q&A 参照)

災害歯研 Ver2.0 2021-1020

**メンバー用** 歯科保健医療支援アクションカード

**福祉避難所・施設等 集団・迅速 アセスメント**

日付 年 月 日 曜日

歯科チームリーダー: (携帯: )

**当日出発までに**

**情報・持参物・体調確認を行う**

1. **情報・持参物・体調確認**

当日 メモ欄

**医療対策本部に集合**  
(ピブス・名札を着用し受付等へ挨拶)

**医療対策本部にて全体会議に参加**

**歯科チーム会議**  
(情報把握、チーム編成、本日の活動内容、申し送り事項の共有)  
各チームに分かれ担当避難所に向かう

**避難所へ到着**

- ・リーダーが避難所責任者に許可を求めてから活動開始
- ・リーダーの指示によりアセスメント実施

2. **避難所到着と任務実施を確認**

3. **避難者直接の聞き取り等の注意点**

**医療対策本部に集合**

4. **活動内容報告、翌日の段取り**

**医療対策本部にて全体会議に参加**

**歯科支援チーム会議**

**解散**

**1. 情報・持参物・体調確認**

- 前回の活動内容・活動資料・災害支援マニュアルを持参
- 天候や交通状況(道路情報)の確認、熱中症対策など
- 持参物の確認
- 当日朝、体調確認(不良の場合はリーダーに連絡)
- 避難所の感染対策ルール厳守(マスクの着用、入室前の手指消毒など)
- メンバー間で連絡方法を確認(電話・メール・LINE など)

**2. 避難所到着と任務実施**

- 避難所責任者(担当者)にリーダーが挨拶(所属、名前、訪問目的の明示)
- 利用者(特に要配慮者)接触時の注意事項の確認**
- 環境整備や掲示物の確認(特に要配慮者に必要な環境整備について)
- 活動内容を記録(できればその場で記入)
- 支援内容をリーダーに報告後、次の避難所へ移動

**3. 避難者直接の聞き取り等の注意点**

- 被災者への挨拶・聞き取りの目的と個人情報保護の確認
- 要介護者の場合、主たる介護者の確認**
- 睡眠や排泄の問題がないか確認**
- 環境観察や行動観察の実施
- 歯科保健関連のパンフレットなどを渡す
- 必要時は応急対応を行い、他職種とも連携

**4. 活動内容報告、翌日の段取り**

- 避難所別を集計して総括表を作成(PC入力)し、リーダーに渡す
- 翌日以降への申し送り事項のとりまとめと申し送りノートを記入
- 報告書原本を支援用ファイル等にファイリング
- 物品整理

※個人の行動は、全て歯科支援チーム全体の責任となることを意識する!  
(注意事項は Q&A 参照)

災害歯研 Ver2.0 2021-1020

**リーダー用** 歯科保健医療支援アクションカード

**福祉避難所・施設等 集団・迅速 アセスメント**

日付 年 月 日 曜日

現地歯科コーディネーター: (携帯: )

**当日出発までに**

**情報・持参物・体調確認を行う**

1. **情報・持参物・体調確認**

当日 メモ欄

**医療対策本部に集合**  
(ピブス・名札を着用し受付等へ挨拶)

**医療対策本部にて全体会議に参加**

**歯科チーム会議**  
(情報把握、チーム編成、本日の活動内容、申し送り事項の共有)  
各チームに分かれ担当避難所に向かう

**避難所へ到着**

- ・リーダーは避難所責任者に挨拶する
- ・メンバーに役割を指示する

2. **避難所到着と任務実施を確認**

3. **避難者直接の聞き取り等の注意点**

**医療対策本部に集合**

4. **活動内容報告、翌日の段取り**

**医療対策本部にて全体会議に参加**

**歯科支援チーム会議**

**解散**

**1. 情報・持参物・体調確認**

- 現地歯科コーディネーターに、地元歯科医師会員の意向を確認**
- 前回までの活動内容・活動資料・災害支援マニュアル・アセス票を確認
- 天候や交通状況(道路情報)の確認、熱中症対策など
- 体調不良者発生時は、現地歯科コーディネーターと対策本部に報告し協議
- 持参物の確認と感染対策ルール厳守を指示(マスク着用、手指消毒など)
- メンバー間の連絡方法を確認(電話・メール・LINE など)**
- 情報不足時には、アセス中に対策本部に滞在し情報収集することを検討**

**2. 避難所到着と任務実施**

- 避難所責任者(担当者)に挨拶(所属、名前、訪問目的の明示)
- 職員の被災状況と出務状況の確認**
- 連携病院/診療所/歯科診療所および担当医の現状確認**
- アセスメント担当と振り分け等、および環境整備や掲示物の確認の担当を決定
- 活動内容を記録、またはメンバーに指示(できればその場で記入)
- アセス票の集計・記入漏れと総括表の記入漏れの確認
- 支援内容をとりまとめ、避難所責任者(担当者)に報告
- 忘れ物等を確認し、次の避難所へ移動

**3. 避難者・関係者への直接の聞き取り等の注意点**

- 被災者への挨拶・聞き取りの目的と個人情報保護の確認を指示
- 環境観察や行動観察の実施を指示
- 歯科保健関連のパンフレットなどを渡すよう指示
- 応急対応の内容等については、現地歯科コーディネーターと協議

**4. 活動内容報告、翌日の段取り**

- アセス票の集計と総括表の作成、PC入力を指示
- 現地歯科コーディネーターに、総括表と地域診断を渡して報告
- 現地歯科コーディネーターと共に、活動計画を立案
- 翌日以降への申し送り事項のとりまとめや、報告書整理と物品整理を指示

※個人の行動は、全て歯科支援チーム全体の責任となることを意識させる!  
(注意事項は Q&A 参照)

災害歯研 Ver2.0 2021-1020

**メンバー用** 歯科保健医療支援アクションカード

**福祉避難所・施設等 個別 アセスメント**

日付 年 月 日 曜日  
 歯科チームリーダー: (携帯: )

**当日出発までに**

**情報・持参物・体調確認を行う**  
 1. **情報・持参物・体調確認**

当日 メモ欄

**医療対策本部に集合**  
 (ピブス・名札を着用し受付等へ挨拶)

**医療対策本部にて全体会議に参加**

**歯科チーム会議**  
 (情報把握、チーム編成、本日の活動内容、申し送り事項の共有)  
**各チームに分かれ担当避難所に向かう**

**避難所へ到着**  
 ・リーダーが避難所責任者に許可を求めてから活動開始  
 ・リーダーの指示によりアセスメント実施

2. **避難所到着と任務実施を確認**  
 3. **避難者直接の聞き取り等の注意点**

**医療対策本部に集合**  
 4. **活動内容報告、翌日の段取り**

**医療対策本部にて全体会議に参加**

**歯科支援チーム会議**

**解散**

**1. 情報・持参物・体調確認**

- 前回の活動内容・活動資料・災害支援マニュアルを持参
- 天候や交通状況(道路情報)の確認、熱中症対策など
- 当日朝、体調確認(不良の場合はリーダーに連絡)
- 持参物の確認
- 避難所の感染対策ルール厳守(マスクの着用、入室前の手指消毒など)
- メンバー間で連絡方法を確認(電話・メール・LINE など)

**2. 避難所到着と任務実施**

- 避難所責任者(担当者)にリーダーが挨拶(所属、名前、訪問目的の明示)
- 利用者(特に要配慮者)接触時の注意事項の確認**
- 環境整備や掲示物の確認
- 活動内容を記録(できればその場で記入)
- 支援内容をリーダーに報告後、次の避難所へ移動

**3. 避難者直接の聞き取り等の注意点**

- 被災者への挨拶・聞き取りの目的と個人情報保護の確認
- 要介護者の場合、主たる介護者の確認**
- (配慮が必要な方に対して)コミュニケーションの取り方の確認**
- 睡眠や排泄の問題がないか確認**
- 集団指導または個別指導の時は別のアクションカードを参照**
- 環境観察や行動観察の実施(ストレスや環境要因による自傷や他害など)
- 歯科保健関連のパンフレットなどを渡す
- 必要時は応急対応を行い、他職種とも連携

**4. 活動内容報告、翌日の段取り**

- 避難所別を集計して総括表を作成(PC入力)し、リーダーに渡す
- 翌日以降への申し送り事項のとりまとめと申し送りノートを記入
- 報告書原本を支援用ファイル等にファイリング
- 物品整理

※個人の行動は、全て歯科支援チーム全体の責任となることを意識する!  
 (注意事項は Q&A 参照)

災害歯研 Ver2.0 2021-1020

**リーダー用** 歯科保健医療支援アクションカード

**福祉避難所・施設等 個別 アセスメント**

日付 年 月 日 曜日  
 現地歯科コーディネーター: (携帯: )

**当日出発までに**

**情報・持参物・体調確認を行う**  
 1. **情報・持参物・体調確認**

当日 メモ欄

**医療対策本部に集合**  
 (ピブス・名札を着用し受付等へ挨拶)

**医療対策本部にて全体会議に参加**

**歯科チーム会議**  
 (情報把握、チーム編成、本日の活動内容、申し送り事項の共有)  
**各チームに分かれ担当避難所に向かう**

**避難所へ到着**  
 ・リーダーは避難所責任者に挨拶する  
 ・メンバーに役割を指示する

2. **避難所到着と任務実施を確認**  
 3. **避難者直接の聞き取り等の注意点**

**医療対策本部に集合**  
 4. **活動内容報告、翌日の段取り**

**医療対策本部にて全体会議に参加**

**歯科支援チーム会議**

**解散**

**1. 情報・持参物・体調確認**

- 現地歯科コーディネーターに、地元歯科医師会員の意向を確認**
- 前回までの活動内容・活動資料・災害支援マニュアル・アセス票を確認
- 天候や交通状況(道路情報)の確認、熱中症対策など
- 体調不良者発生時は、現地歯科コーディネーターと対策本部に報告し協議
- 持参物の確認と感染対策ルール厳守を指示(マスク着用、手指消毒など)
- メンバー間の連絡方法を確認(電話・メール・LINE など)**

**2. 避難所到着と任務実施**

- 避難所責任者(担当者)に挨拶(所属、名前、訪問目的の明示)
- 職員の被災状況と出務状況の確認**
- 連携病院/診療所/歯科診療所および担当医の現状確認**
- アセスメント担当と振り分け等、および環境整備や掲示物の確認の担当を決定
- 活動内容を記録、またはメンバーに指示(できればその場で記入)
- アセス票の集計・記入漏れと総括表の記入漏れの確認
- 支援内容を取りまとめ、避難所責任者(担当者)に報告
- 忘れ物等を確認し、次の避難所に移動

**3. 避難者・関係者への直接の聞き取り等の注意点**

- 被災者への挨拶・聞き取りの目的と個人情報保護の確認を指示
- 環境観察や行動観察の実施を指示
- 集団指導または個別指導の時は別のアクションカードを参照させる**
- 歯科保健関連のパンフレットなどを渡すよう指示
- 応急対応の内容等については、現地歯科コーディネーターと協議

**4. 活動内容報告、翌日の段取り**

- アセス票の集計と総括表の作成、PC入力を指示
- 現地歯科コーディネーターに、総括表と地域診断を渡して報告
- 現地歯科コーディネーターと共に、活動計画を立案
- 翌日以降への申し送り事項のとりまとめや、報告書整理と物品整理を指示

※個人の行動は、全て歯科支援チーム全体の責任となることを意識させる!  
 (注意事項は Q&A 参照)

災害歯研 Ver2.0 2021-1020



### 13. 広域災害時等における相互支援に関する協定（参考 1）

都道府県歯は、地震・津波等の広域にわたる大規模災害の発生を想定し、予め相互支援に関する協定を締結しておく事が望ましい。この際に、各行政間で、災害時協定等が締結されている場合には、歯科医師会間の協定についても実効性が高まる。以下項目が協定に関する要点である。

1. 同地区内および隣県の歯科医師会、ならびに行政間での協定締結が行われているところを相互支援の基本とする。
2. 地区対応を越える広域災害の場合、支援幹事都道府県歯と協議の上、日歯に対し全国へ支援出動を要請する。その際には、原則的に移動負担等の少ない近隣都道府県歯の支援出動を優先する。
3. 行政、警察、自衛隊等と共働して支援活動の出動先を予定している都道府県歯は、日歯を通じ、予め出動計画を被災県歯、支援幹事都道府県歯に連絡する。
4. 大都市を要する都道府県歯において、郡市区歯が行政協定に基づき連携して行動する場合も同様に、所属都道府県歯がその旨を日歯を通じて、上記3の通り報告する。
5. 長期間にわたり広く全国からの支援出動を要する場合、日歯の調整の下に、出動先は交通環境の至便性等を考慮し決定する。
6. 出動に係る費用等の扱いについては、緊急対応が鎮静化した後、関係機関と協議され決定するケースが多いので、予め領収書等を保管しておくよう、出動者に周知徹底する。
7. 都道府県歯単位で支援出動する会員のリストを予め登録しておき、実際に出動する際には日歯に報告する。日歯は出動者に対し一定の保険をかけ、その補償を担保する。
8. 被災地での活動に必要な資器材の提供の要請に対しては、協定の有無に係わらず、全国の都道府県歯が協力することが望ましい。

#### 報告事項

- ① 都道府県歯担当者氏名と連絡番号
- ② 出動者数と出動者内での責任者氏名と連絡番号
- ③ 交通手段および宿泊地等を含む行程表
- ④ 支援内容

※原則的に交通手段は出動者はじめ支援都道府県歯が確保する。宿泊についても同様であるが、身元確認においては被災都道府県警察本部等で確保する場合がある。

## 各都道府県歯科医師会間の協定例（参考 2）

徳島県歯科医師会、香川県歯科医師会、愛媛県歯科医師会及び高知県歯科医師会（以下「四国 4 県歯」という）は、四国 4 県間の広域応援に関する協定（平成 7 年 10 月 20 日締結）を参考にして、この協定を定めるものとする。

この協定の目的は、南海地震等自然災害はもとより、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が適用される事態その他県民や滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる危機事象の発生時における応援・協力体制を構築し、応急対策、応急復旧等を円滑に行うことにある。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、四国 4 県のいずれかにおいて、南海地震をはじめとして、次の各号に掲げる事態（以下「危機事象」という）が発生し、危機事象が発生した県歯（以下「危機事象発生県歯」という）のみでは救援等の応急対策が十分に実施できない場合に、危機事象発生県歯からの要請に基づき、四国内での広域応援活動を迅速かつ円滑に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

（応援幹事県の決定等）

第 2 条 危機事象発生県以外の県歯は、速やかに連絡を取り合い、危機事象発生県歯の広域応援計画の立案や広域応援活動を中心となって行う県歯（以下「応援幹事県歯」という）を決定し、広域応援体制の調整を行うものとする。

2 各県歯は、あらかじめ広域応援に関する連絡担当部門を定めるなど、連絡体制を整備し、危機事象発生時には、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

（自主的応援出動）

第 3 条 震度 6 以上の地震が観測された場合又は県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生県以外の県歯は、危機事象発生県歯からの広域応援の要請がなくとも、速やかに情報収集活動をはじめ、必要な応急措置をとるものとする。

（情報の共有）

第 4 条 四国 4 県歯は、広域応援を行う場合における提供可能な物資及び資機材の品目及び数量、救急医療施設の所在地等必要な情報の共有化を図るものとする。

（広域応援の種類等）

第 5 条 広域応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資及び資機材の提供
  - (2) 施設、設備及び機器の使用又は貸与
  - (3) 人員の派遣
  - (4) 歯科医療支援の実施及びその他の役務の提供
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
- 2 前項各号に掲げる応援が速やかに行われるよう、各県歯は平素から関係機関等と十分な連絡体制をとり、迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努めるものとする。
- 3 具体的な広域応援内容等については、必要に応じて危機事象ごとに別に定めるものとする。

（広域応援の要請の手続等）

第 6 条 広域応援が円滑に実施できるよう、あらかじめ広域応援の要請手続、活動の内容等については、別に定めるものとする。

（広域応援の経費の負担等）

第 7 条 広域応援に要した経費は、原則として、広域応援を行った県歯の負担とする。

2 危機事象の発生状況等に係る情報収集活動に要する経費についても、広域応援を行う県歯の負担とする。

（物資等の携行）

第 8 条 広域応援をする県歯は、危機事象発生県歯の要請又は第 3 条の自主的応援出動により人員の派遣をする場合には、派遣人員自らが消費し、又は使用する物資等を携行させるものとする。

（資料の交換等）

第 9 条 四国 4 県歯は、この協定に基づく応援が円滑に実施されるよう、毎年 7 月 1 日現在の広域応援活動に必要な資料を相互に確認するものとする。

（訓練）

第 10 条 四国 4 県歯は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策等に関する訓練を実施するよう努めるものとする。

（その他）

第 11 条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項で、特に協議の必要なものが生じた場合には、その都度四国 4 県歯が協議して定めるものとする。

（施行）

第 12 条 この協定は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

この協定を締結したことを証するため、この協定書 4 通を作成し、各県歯科医師会の会長が記名押印をして、各自その 1 通を所持する。

平成 24 年 4 月 7 日

四国 4 県歯科医師会広域応援に関する基本協定より

	歯科医師会 ブロック	地方厚生（支）局		歯科医師会 ブロック	地方厚生（支）局
北海道	北海道・東北	北海道厚生局	滋賀県	近畿・北陸	近畿厚生局
青森県	北海道・東北	東北厚生局	和歌山県	近畿・北陸	近畿厚生局
岩手県	北海道・東北	東北厚生局	奈良県	近畿・北陸	近畿厚生局
秋田県	北海道・東北	東北厚生局	京都府	近畿・北陸	近畿厚生局
宮城県	北海道・東北	東北厚生局	大阪府	近畿・北陸	近畿厚生局
山形県	北海道・東北	東北厚生局	兵庫県	近畿・北陸	近畿厚生局
福島県	北海道・東北	東北厚生局	岡山県	中国・四国	中国四国厚生局
茨城県	東京・関東	関東信越厚生局	鳥取県	中国・四国	中国四国厚生局
栃木県	東京・関東	関東信越厚生局	広島県	中国・四国	中国四国厚生局
群馬県	東京・関東	関東信越厚生局	島根県	中国・四国	中国四国厚生局
千葉県	東京・関東	関東信越厚生局	山口県	中国・四国	中国四国厚生局
埼玉県	東京・関東	関東信越厚生局	徳島県	中国・四国	四国厚生局
東京都	東京・関東	関東信越厚生局	香川県	中国・四国	四国厚生局
神奈川県	東京・関東	関東信越厚生局	愛媛県	中国・四国	四国厚生局
山梨県	東京・関東	関東信越厚生局	高知県	中国・四国	四国厚生局
長野県	東海・信越	関東信越厚生局	福岡県	九州	九州厚生局
新潟県	東海・信越	関東信越厚生局	佐賀県	九州	九州厚生局
静岡県	東海・信越	東海北陸厚生局	長崎県	九州	九州厚生局
愛知県	東海・信越	東海北陸厚生局	大分県	九州	九州厚生局
三重県	東海・信越	東海北陸厚生局	熊本県	九州	九州厚生局
岐阜県	東海・信越	東海北陸厚生局	宮崎県	九州	九州厚生局
富山県	近畿・北陸	東海北陸厚生局	鹿児島県	九州	九州厚生局
石川県	近畿・北陸	東海北陸厚生局	沖縄県	九州	九州厚生局
福井県	近畿・北陸	近畿厚生局			

被災都道府県歯は、広域支援を要請しようとするときには、速やかに日歯ならびに自らが所属する地区幹事都道府県歯等に対し、被害状況等を報告するとともに、必要とする支援の内容に関する事項を記載した文書を提出することとする。但し、時間的余裕等がない場合は、電話又はメール等により要請の連絡を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 必要な資器材および物資等の品目並びに数量
- (2) 支援業務の内容および人数
- (3) 必要な職種および人数
- (4) 支援が必要な場所およびそこに至る交通経路
- (5) 必要な支援期間（見込み）
- (6) 上記のほかに必要な事項

前項の要請を受けた日歯および幹事都道府県歯は、速やかに支援体制を整備すべく協議する。

※地区間の支援：日歯と幹事都道府県歯等との調整の下、被災都道府県歯からの要請に基

づき、被災都道府県歯が属する地区に対して、その隣接地区が積極的に支援にあたる。

都道府県歯は、「全国都道府県における災害時等における広域支援に関する協定」に準じた支援協定を締結し、行政と緊密な連携を強化する必要がある。

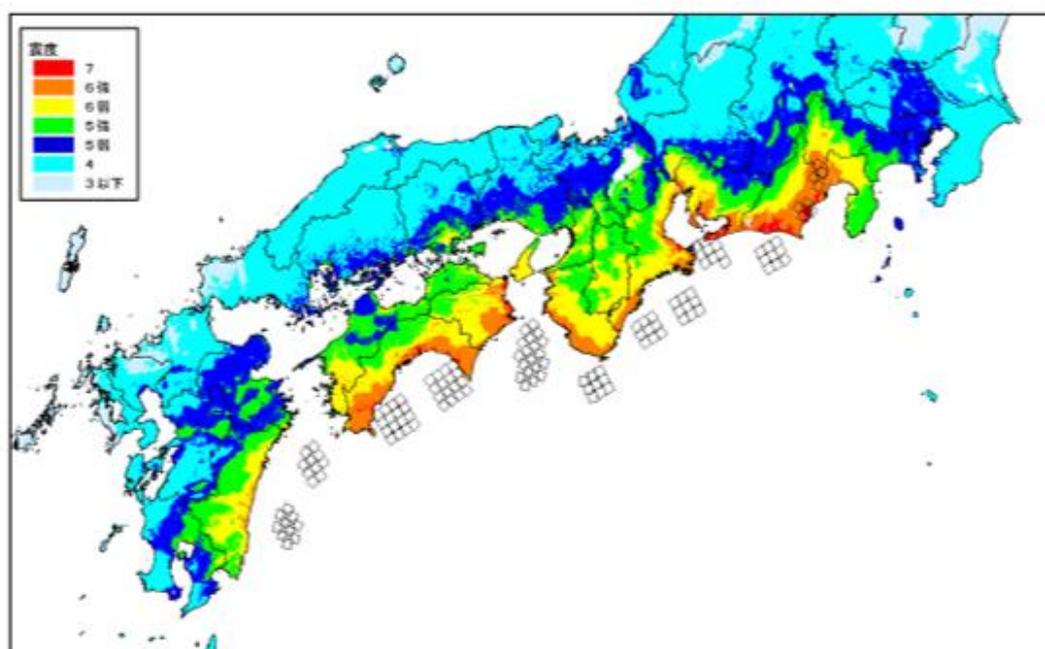
ただし、行政の応援協定グループと歯科医師会の7地区の所属県歯に差異があるため、調整が必要となるが、被災状況に対応するためには、1 県歯が複数の地区に所属することにより解決できるものとする。

なお、全国地方厚生（支）局の管轄地域の構成も歯科医師会のブロック構成と異なるため、留意する必要がある。

最大クラス地震の被害想定について（定量的な被害量）

令和7年3月 中央防災会議防災対策実行会議

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ発表資料



震度分布図（基本ケース）

#### 14. 本行動計画の見直し

本計画は、各歯科医師会の組織体制の変更、あるいは、行政の災害時計画の変更や被災想定の変更等に応じて見直しを図り、歯科医師会（間）および関係機関との協議の下、さらに 実践的、効率的な計画を作り上げていく必要がある。

作成：公益社団法人 日本歯科医師会 災害時対策・警察歯科総合検討会議

委員長	工藤祐光
副委員長	大黒英貴
委員	寺田仁志
同	厚澤賢洋
同	神部哲哉
同	山川尚人
同	片口宗久
同	吉岡直人
同	田中靖彦
同	西孝一

(担当役員)

公益社団法人 日本歯科医師会	副会長	蓮池芳浩
同	専務理事	瀬古口精良
同	常務理事	野村圭介
同	常務理事	伊藤智加

## 大規模災害時の歯科医師会行動計画

改訂版

令和7年5月 発行

公益社団法人 日本歯科医師会

災害時対策・警察歯科総合検討会議